

# 資料編

# 1. 策定にあたっての調査・会議等の概要

## (1) アンケート調査及び専門職ヒアリング調査の実施

### [福祉活動者調査]

調査方法	郵送又は会議での配布・回収
調査時期	令和7年(2025年)7月～8月
調査対象	次のとおり対象別に2種の調査票で実施 調査票A対象 自治会長 まちづくり協議会役員等 zukavo登録団体代表者 調査票B対象 民生委員・児童委員 保護司
配布数 回収数(回収率)	配布数 771件 回収数 538件(回収率 69.8%)

### [専門職ヒアリング調査]

調査方法	既存会議の場での対面ヒアリング
調査時期	令和7年(2025年)7月～8月
調査対象	○地域生活支援会議企画(コア)会議メンバー ○社会福祉法人連絡協議会・地域貢献活動部会メンバー など [対象者が所属する事業所等] 地域包括、委託相談支援事業所、せいかつ応援センター、社協(地区センター、デイサービスセンター、ケアセンター)、保育所、児童養護施設、訪問看護事業所、認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護施設、特別養護老人ホーム、指定生活介護支援事業所、就労継続支援A型B型事業所、障害者支援施設、薬局
対象人数	60人

## [市民意識調査（既存調査）]

## 〈市民アンケート調査〉

目的	第6次宝塚市総合計画の進捗状況を確認するための調査
実施時期	令和5年(2023年)10月～11月
対象・配布数	16歳以上の市民(令和5年9月末現在) 3,000件 (調査Ⅰ 1,500件 調査Ⅱ 1,500件)
回収数(回収率)	1,161件(38.7%) (調査Ⅰ 587件 調査Ⅱ 574件)

## 〈介護予防・日常生活圏域ニーズ調査〉

目的	「宝塚市地域包括ケア推進プラン」策定の基礎資料
実施時期	令和5年(2023年)1月～2月
対象・配布数	市内に住む高齢者(要介護認定を受けていない方、及び要支援1・2の人 (令和5年1月1日現在)) 6,200件
回収数(回収率)	4,308件(69.5%)

## 〈福祉に関するアンケート調査〉

目的	「宝塚市障害福祉計画(第7期計画)」等策定の基礎資料
実施時期	令和5年(2023年)8月
対象・配布数	調査票① 18歳以上の障害者手帳非所持者 1,000件 調査票② 障害者手帳所持者及び障害福祉サービス等受給者証所持者 3,000件
回収数(回収率)	①321件(32.1%) ②1,284件(42.8%)

## 〈高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査〉

目的	「宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン」策定の基礎資料
実施時期	令和6年(2024年)1月
対象・配布数	市内在住の15～29歳の市民 4,000件
回収数(回収率)	1,427件(35.7%)

## (2) 宝塚市地域福祉推進検討会の開催

## [地域福祉推進検討会]

構成員: 庁内各課の課長級職員

第1回	開催日	令和6年(2024年)5月29日
	内容	・宝塚市における包括的支援体制の現状について意見交換 ・包括的支援体制整備検討部会の設置について
第2回	開催日	令和6年(2024年)6月21日
	内容	地域福祉計画(第3期)の取組状況について
学習会	開催日	令和6年(2024年)10月10日
	内容	包括的支援体制整備について 講師:厚生労働省職員
第3回	開催日	令和7年(2025年)2月3日
	内容	地域福祉計画(第3期)の取組状況について
第4回	開催日	令和7年(2025年)5月15日
	内容	地域福祉計画(第3期)の総括について
第5回	開催日	令和7年(2025年)6月※書面開催
	内容	活動者アンケート調査票について
第6回	開催日	令和7年(2025年)7月23日
	内容	・(仮称)相談支援包括化推進員連絡会の創設について ・地域福祉計画(第4期)の骨組みについて
第7回	開催日	令和7年(2025年)10月3日
	内容	地域福祉計画(第4期)の内容について (取組の推進方針と主な取組内容、重点施策、基本理念)
第8回	開催日	令和8年(2026年)2月10日
	内容	パブリック・コメントの結果について

## [包括的支援体制整備検討部会]

構成員: 庁内各課及び宝塚市社会福祉協議会(せいかつ応援センター)の係長級職員

第1回	開催日	令和6年(2024年)7月24日
	内容	相談支援業務における課題等について意見交換
学習会	開催日	令和6年(2024年)10月10日
	内容	包括的支援体制整備について 講師:厚生労働省職員
第2回	開催日	令和6年(2024年)12月19日
	内容	予防的対応について意見交換
第3回	開催日	令和7年(2025年)1月27日
	内容	予防的対応の仕組み・対応困難な典型事例について意見交換
第4回	開催日	令和7年(2025年)5月9日
	内容	相談支援業務における庁内連携体制に関する協議
第5回	開催日	令和7年(2025年)6月12日
	内容	(仮称)相談支援包括化推進員連絡会に関する協議
第6回	開催日	令和7年(2025年)7月9日
	内容	(仮称)相談支援包括化推進員連絡会に関する詳細協議

## (3) 宝塚市社会福祉審議会及び小委員会の開催

## [宝塚市社会福祉審議会]

第1回	開催日	令和7年(2025年)6月3日
	内容	〈諮問〉宝塚市地域福祉計画(第4期)の策定について 宝塚市地域福祉計画(第4期)の策定に向けた課題整理について
第2回	開催日	令和7年(2025年)10月31日
	内容	宝塚市地域福祉計画(第4期)[案]について
第3回	開催日	令和8年(2026年)2月24日
	内容	パブリック・コメントの結果について

## [宝塚市社会福祉審議会小委員会]

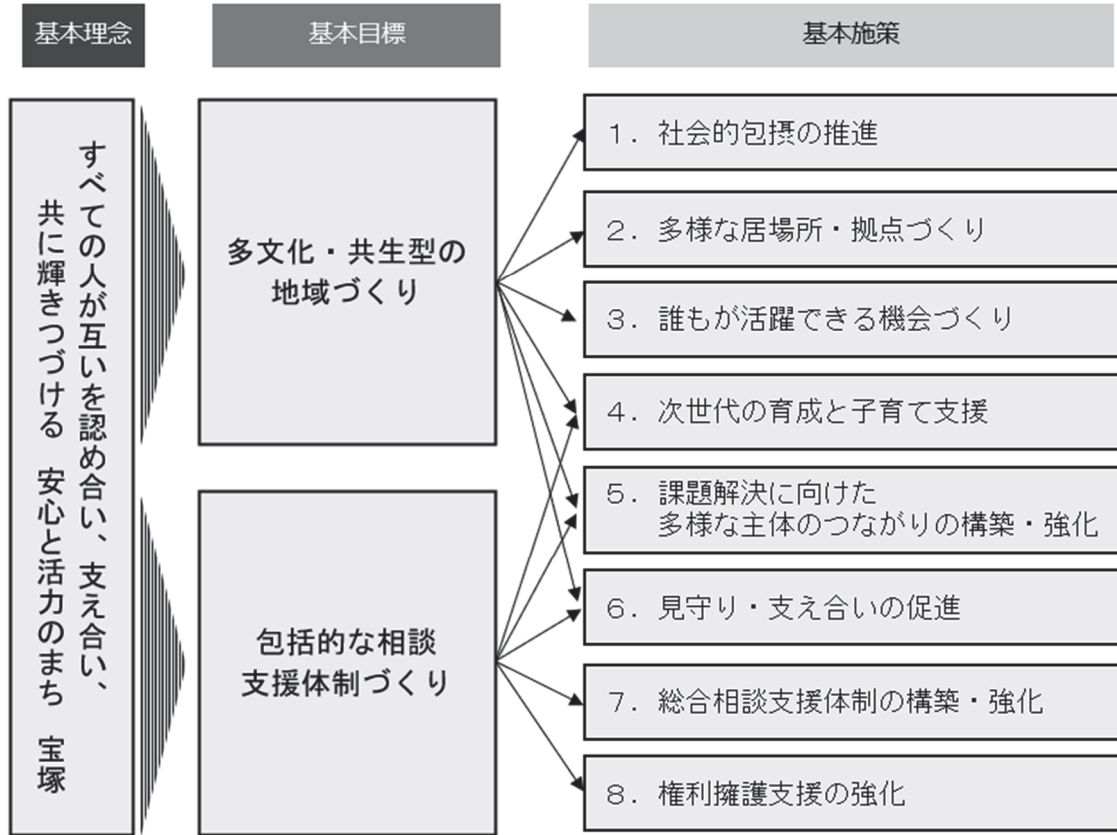
第1回	開催日	令和7年(2025年)6月24日
	内容	宝塚市地域福祉計画(第4期)の策定に向けた課題整理について
第2回	開催日	令和7年(2025年)8月29日
	内容	宝塚市地域福祉計画(第4期)の施策展開について
第3回	開催日	令和7年(2025年)9月22日
	内容	宝塚市地域福祉計画(第4期)の各施策に基づく「取組の推進方針と 主な取組内容(案)」について
第4回	開催日	令和7年(2025年)10月17日
	内容	宝塚市地域福祉計画(第4期)[案]について

## (4) パブリック・コメントの実施

方法	市ホームページなどにおいて計画案を公表
実施期間	令和7年(2025年)12月26日～令和8年(2026年)1月30日
意見件数	25件

## 2. 宝塚市地域福祉計画（第3期）の総括・評価

第3期計画における基本施策ごとの総括・評価は以下のとおりです。



### 基本施策 1 社会的包摂の推進

〔主な取組状況〕（■は主な新規取組）

- zukavoが福祉学習プログラム集を発行し、プログラム体験会を開催。
- 認知症にやさしい図書館の取組として、中央図書館で認知症キッズサポーター養成講座を実施。
- 市教育委員会が、性の多様性に関する手引書を改訂。
- 市や教育委員会による各種学習会や講演会等の啓発事業を実施。小学校区人権啓発推進委員会を各校区で組織し、住民主体の学習会を展開。
- 各まちづくり協議会において、当事者理解を促進する各種の学習会を実施し、差別や排除のない地域づくりを推進。社協の支援により、校区ネットワーク会議への当事者の参加が促進。
- 市立小中学校の全学年で、多分野の教科を通じて、違いを認め合い、誰もが幸せに生きられる社会について考える学習を実施。地域で暮らす様々な当事者（高齢者、車いす利用者、視覚障碍（がい）者、聴覚障碍（がい）者、知的障碍（がい）者等）との対話や交流を大切に、当事者理解を深める学びを展開。
- zukavoでは、セルフヘルプグループの立ち上げや運営支援を実施。セルフヘルプグループの交流会を開催し、ネットワークづくりを推進。
- 社協の広報誌（社協たからづか、みんなボランティア、サロン便、ぼうむ）で、定期的に地域住民や民間企業の取組の好事例を取り上げ、地域活動を推進。
- 国際・文化センターで、ボランティアが中心となり日本語学習の支援や生活相談、外国にルーツのある子どもと親の居場所づくり、子どもたちへの学習支援を実施。

### 今後の課題

- ◆人権が尊重されていないと考える人や、障碍（がい）を理由とする差別や偏見について感じる市民が依然としていることから、幅広い啓発活動を土台に、当事者の社会参加や当事者理解を促進する取組が、引き続き必要である。
- ◆外国人市民の人口が増加しており、市域全体の取組として、身近な地域の中で異文化への理解や交流の場づくりを広げていく必要がある。
- ◆加えて、国の「孤独・孤立対策推進法」が新たに制定されたことを受け、「孤独・孤立」は様々な問題の要因にもなるため、市として組織横断的に対応する必要がある。

### 基本施策 2 多様な居場所・拠点づくり

[主な取組状況] (■は主な新規取組)

- 生活支援コーディネーターが、専用ウェブサイト「たからづかつどい場マップ」を開設。地域住民主体の居場所や活動の情報を一元化し、市民が情報を得やすい仕組みを構築。
- 高齢者向けの居場所や活動の情報を集約した専用ウェブサイト「宝塚市シニアスポット」を開設。支援者の参加支援にあたり、地域情報を得やすい仕組みを構築。
- 生活支援コーディネーターが中心となり、民間企業との協働により、夏期にクールシェアスポットを設置。
- 居場所に関する情報をウェブサイト上及び社協の「さろん便」や「ばうむ」等の紙媒体で発信。
- 社協が中心となり、サロン支援プロジェクトチームを運営。サロン主宰者のネットワークづくりや、活動を促進・支援する講座などを実施。
- 多様な居場所づくりの支援を実施。(ふれあいいきいきサロン、いきいき百歳体操、老人クラブ、児童館、地域利用施設、共同利用施設など)
- 共生型の居場所として、クールシェアスポットのほか、社協地区センターも多世代の利用者が増加。

### 今後の課題

- ◆居場所情報等のデジタル化が進んでいるが、掲載情報の継続的な把握や更新作業の負担が大きいことが課題である。地域住民との連携により、地域情報が市や社協等の運営機関に集まるような働きかけを行っていく必要がある。
- ◆共生型の居場所について、金銭的にも人的にも大きな負担を伴う拠点運営は難しいため、引き続き、幅広い分野との連携により、既存の場を生かす仕組みが必要である。

### 基本施策 3 誰もが活躍できる機会づくり

[主な取組状況] (■は主な新規取組)

- 市広報番組としてzukavoの紹介動画を制作し、YouTubeで公開。
- zukavoの公式LINEで、地域のお祭りや福祉施設のイベントの単発ボランティアスタッフ等の募集・マッチングを実施。
- 市、社協、宝塚NPOセンターで連携し、地域活動者の人材確保策などについて定期的に意見交換を実施。
- 協働のまちづくり推進会議でプレイヤー（担い手）づくりを目的に「つながりカフェ」を開設。
- シニア世代の健康・生きがい就労トライアル事業で、市と包括連携協定を締結しているコープこうべとの協働により、同組合が運営する店舗を新たな就労先として実施。

- 社協地区センター、zukavo、宝塚NPOセンターなどが、住民の主体的活動のコーディネートや支援を実施。市は、これらの中間支援組織の事業運営を支援。
- 各種の人材養成講座を実施（介護予防サポーター、認知症サポーター、自殺予防ゲートキーパー等）。
- 市きずなづくり推進事業補助金により、多様な市民活動を応援。
- 生活困窮者の自立支援に向けた就労支援セミナーを実施。
- みんなのまちづくり協議会ポータルサイトにより、各地域の活動について発信。

#### 今後の課題

- ◆地縁組織や活動グループにおける担い手不足が顕著である一方、都合がつくタイミングで自由に参加ができる個人単位の活動ニーズは増加しており、潜在的な活動希望者は一定みられるため、地域福祉を担う人づくりや地域とつながる機会の創出に向け、SNSの活用など効果的な情報発信や体験的な活動の場の創出が更に必要である。
- ◆若者や仕事をリタイアした世代が地域に関心を持ち、地域活動への参加につながるよう、SNSでの発信や、活動希望者同士が知り合い、仲間を見つけられる機会づくりが一層必要である。
- ◆各種の人材養成講座受講者の、地域における活躍の場づくりが必要である。

#### 基本施策 4 次世代の育成と子育て支援

[主な取組状況] (■は主な新規取組)

- 養育費の確保に係る公正証書等作成促進補助事業を新設。
- こども家庭センターとして「たからっ子総合相談センター」を設置。母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し支援を提供する体制を整備。就学後の発達に関する相談先ができ、発達特性などの不安や問題を抱えた家庭が学校や相談支援機関の支援につながる機会が増加。
- 高齢者が地域の子育て支援者として活躍する機運を高めるため「たから・まご手帳」を発行。
- 子どもの貧困対策計画に基づき、ひとり親家庭の子どもの学習支援、親の就労支援、養育費の確保のための支援など、約70事業を実施。
- たからっ子給付金事業により、すべての妊産婦に対する妊娠期から出産後までの切れ目ない伴走型支援と、給付金による経済的支援を実施し、支援が必要な家庭をより早期に把握できるようになり、関係機関の連携が進展。保育所や児童館などの居場所をはじめ、子どもや子育てに関わる相談支援機関や活動団体が増加。
- 地域生活支援会議や校区ネットワーク会議など、専門職や地域住民が実施する協議体において、子どもに関する課題や支援活動などをテーマに話し合いを行う機会が増加。
- 社協による支援を受け、子どもや保護者の居場所や悩みを共有できる場が地域の中で増加。

#### 今後の課題

- ◆妊娠期から出産後まで切れ目ない伴走型支援を実施する体制整備はできている一方で、どこの相談支援機関等にもつながっておらず、地域で孤立している子育て世帯を把握する必要がある。
- ◆支援者間の連携向上のため、支援を要する子育て世帯の情報を早期に共有できる仕組みとしても有用である生活困窮者自立支援制度における支援会議について、活用を促進する必要がある。
- ◆地域全体で子どもの育成に取り組んでいると感じる市民が少ないことから、地域ぐるみの子育てを推進するための機運を更に高める必要がある。

## 基本施策 5 課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築・強化

[主な取組状況] (■は主な新規取組)

- 地域ごとのまちづくり計画の進捗管理について、「具体的な取組を協働で推進するための『対話』『進捗管理』の仕組み」を構築。
- 協働のまちづくり推進会議でプレイヤー(担い手)づくりを目的に「つながりカフェ」を開設。
- 社協が、多様な参加者がいるまちづくり協議会の取組をまとめ「まちづくり協議会活動事例集 デジタルでひろがる地域活動ICT活用編とネットワーク会議編」として編集し、全まちづくり協議会へ配布。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、関係団体と意見交換を行うため、地域包括ケア推進協議会を創設し、介護予防部会、在宅医療・介護連携部会、認知症施策部会を設置。
- 市の協働の取組推進担当次長が各まちづくり協議会で協働促進の推進役を担当。
- 「地域活動きずな研修」として、市の若手職員が、各まちづくり協議会の活動に継続的に参加。
- 地域ケア会議、オレンジカフェ、認知症ステップアップサポーター養成講座等に施設職員が参加。地域住民との協働の取組を推進。
- 市内の社会福祉法人により宝塚市社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット宝塚)が組織され、運営委員会及び2つのテーマ部会(地域貢献活動部会、防災の取り組み部会)を設置。法人相互の情報交換、連携強化を行うとともに、総合相談体制の構築をめざして、地区・ブロックごとの専門職同士の連携、地域住民との協働の取組を推進。
- 社協、宝塚市社会福祉法人連絡協議会、市が協働で「地域福祉研修」を実施。地域住民と連携・協働ができる福祉専門職を育成。

## 今後の課題

- ◆まちづくり協議会では、自治会やボランティア活動団体と同様に、担い手不足が顕著で、民間企業など幅広い主体の参加を促す必要がある。
- ◆多様な主体が有機的につながるために、隣近所・自治会といった小さなエリアから、小学校区、7つの地区・ブロック、全市域を単位としたものまで、重層的なエリアで参加者の多様化を図るとともに、関係機関からの参加を促し、地域住民と福祉専門職などがつながり、課題解決に向けて話し合う機会を増やす必要がある。
- ◆住民主体の校区ネットワーク会議などに、様々な福祉専門職が参加するよう、地域包括、委託相談支援事業所、児童館などの主要な相談支援機関のほか、市内で施設等を運営する社会福祉法人などにも促していく必要がある。

## 基本施策 6 見守り・支え合いの促進

[主な取組状況] (■は主な新規取組)

- 生活支援コーディネーターが、くらしのパートナーの普及を図るため、取組を紹介する冊子を発行。普及策として、ボードゲームを活用した講座を実施。
- 生活支援コーディネーターとzukavoが協働し、勤労世代向けの担い手養成講座を実施。
- 内閣府の個別避難計画作成モデル事業を実施。
- 災害時要援護者管理システムを導入。
- 自治会加入促進チラシを自治会や転入者に配布。
- 社協が自治会・地域見守り支援事業を実施。見守り活動交流会やマンション・集合住宅サミットを

実施。

- 社協、地域包括、事業者が連携し、たからづか地域見守り隊の仕組みによる見守り活動を実施。
- 生活支援コーディネーターと社協の地区担当との連携により、地域住民主体の話し合いの場や、見守り・支え合いの活動について把握。
- 災害時要援護者支援制度に関する出前講座の実施や避難支援組織の立ち上げを支援。
- 民生委員・児童委員を中心に地域での災害時要援護者と避難支援組織などのつながりが促進。

#### 今後の課題

- ◆自治会等の地縁組織の縮小化、活動者の高齢化、活動の継続が難しい団体が今後増加することをふまえ、次世代の活動者の発掘や育成が様々な分野において必要である。
- ◆災害時要援護者支援制度において、普段から住民同士が尊重し合い、見守り・支え合いの関係を築いておくことの重要性を、更に発信していく必要がある。
- ◆地域の防災訓練や交流行事に、要配慮者の参加が進むよう、相談支援機関と連携した様々な専門職への働きかけが必要である。

### 基本施策 7 総合相談支援体制の構築・強化

[主な取組状況] (■は主な新規取組)

- 分野をこえた多機関・多職種のネットワークをつくるため、7つの全地区・ブロック域に地域生活支援会議を整備。
- 委託相談支援事業所が全地区・ブロック域に整備されたことを受け、7つの地区・ブロック域ごとに、地域包括や社協地区センターとの3者による連絡会を開始。
- こども家庭センターとして、「たからっ子総合相談センター」を設置し、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し支援を提供する体制を整備。
- 生活困窮者自立支援推進会議地域課題化検討部会を、市関係部署の実務者が集まるネットワークの場として機能の見直しを行い、セーフティネットシステムにおける庁内連携を強化。
- 生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」を設置し、運営を開始。
- 地域福祉推進検討会にて、市と社協の係長級職員で構成する「包括的支援体制整備検討部会」を新たに設置し、実務者による体制整備の話し合いを開始。
- 委託相談支援事業所の整備に伴い、7つの全地区・ブロック域に1箇所ずつ、児童、高齢、障碍(がい)、社協の主要な機関の設置が完了。地域包括・委託相談支援事業所・社協地区センターの連絡会や地域生活支援会議を創設したことで、日常生活圏域における多機関・多職種のネットワーク強化が促進。
- たからっ子総合相談センターを中心に、児童分野の包括的相談支援体制を構築。教育機関も含めた連携が促進。

#### 今後の課題

- ◆個別ケース対応における連携強化策である生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」の更なる周知と活用の促進が必要である。
- ◆庁内連携の強化に向けた庁内のネットワークシステムの見直しが必要である。
- ◆包括的支援体制の構築に向けた課題整理と検討が必要である。
- ◆生活に不安や悩みを抱えたときの相談機関等を知らない市民、相談したいと思わない市民も一定いるため、各相談支援機関に関する広報周知と相談しやすい環境整備が必要である。

## 基本施策 8 権利擁護支援の強化

〔主な取組状況〕（■は主な新規取組）

- 大学生と共同で「デートDV」の啓発動画を制作しYouTubeで配信。
  - 権利擁護支援センターを成年後見制度の中核機関として位置づけ、権利擁護に関する総合的な相談支援を実施。
  - 成年後見制度利用促進法に基づき、「権利擁護・成年後見ネットワーク協議会」を設置。
  - 「市民後見あり方検討委員会」を設置し、市民後見人の活動支援などについて、協議を開始。
  - 自立支援協議会（けんり部会）において、住居の問題などのほか、新たに意思決定支援について協議を開始。
- 小中学校への虐待のリーフレット配布や、中高生を対象にデートDVの出張授業を実施。
- 認知症サポーター養成講座など、各種の人材養成や啓発のための講座を実施。
- 要保護児童対策地域協議会、高齢者及び障害（がい）者虐待防止ネットワーク連絡会、DV対策推進連絡会議等の運営を通じ、関係機関の連携を強化。
- 成年後見制度の運用について、権利擁護・成年後見ネットワーク協議会を通じ、支援関係者間の顔の見える関係づくりが促進。

## 今後の課題

- ◆予防的対応として、認知症や障害（がい）に対する理解促進事業や虐待等に関する啓発事業を引き続き実施するとともに、身近な地域住民同士で気に掛け合える地域づくりに取り組む必要がある。
- ◆権利擁護支援のニーズが今後高まる中、日常生活自立支援事業を活用しながら、必要に応じて成年後見制度を利用できるよう、市民後見人の育成とあわせ、成年後見制度に理解のある弁護士等の専門職や、市民後見人の後見監督人の人材確保が必要である。
- ◆国における成年後見制度の動向を注視しつつ、各専門職へ働きかけを行い、成年後見制度とともに意思決定支援に対する理解者を増やしていく必要がある。

### 3. 宝塚市の地域福祉を取り巻く現状と課題

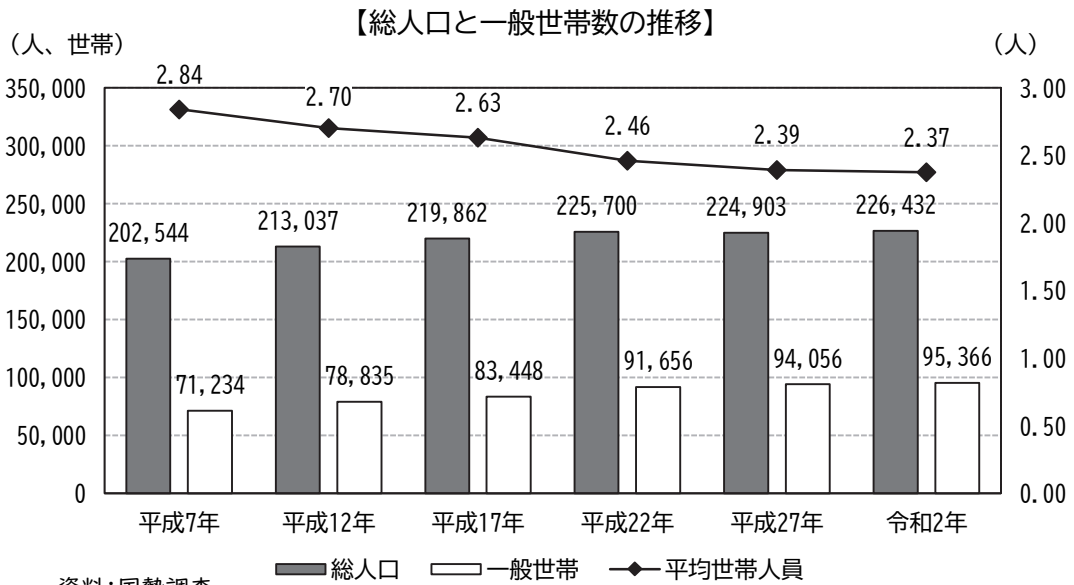
#### (1) 統計データからみた状況

##### 人口と世帯数などの状況

##### 1) 人口と世帯数の推移

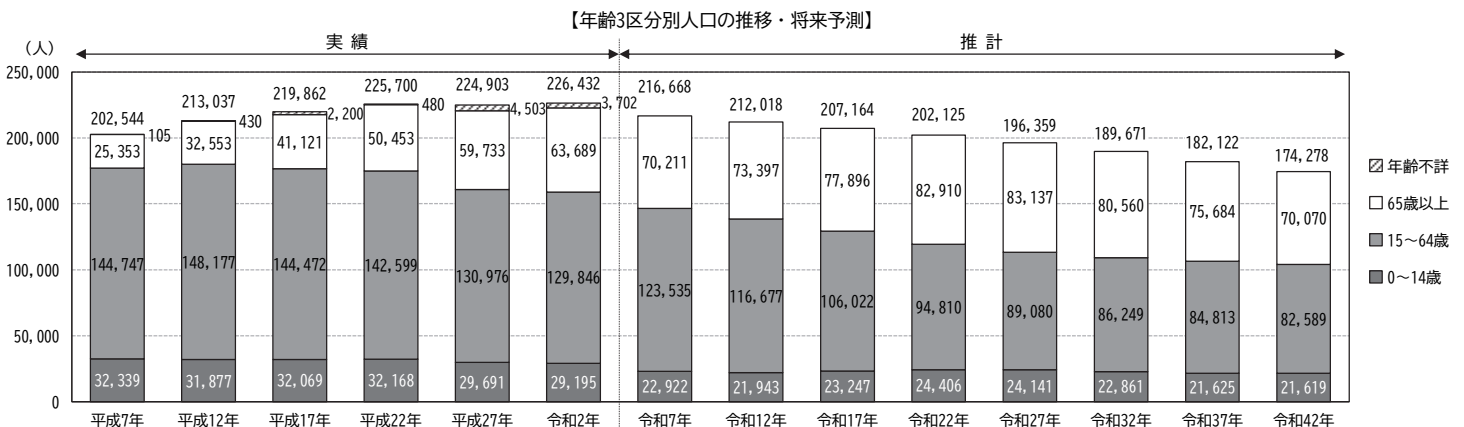
総人口は、令和2年（2020年）で226,432人と、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）にかけてわずかに増加しています。

一般世帯は令和2年（2020年）で95,366世帯と年々増加していますが、一世帯あたりの平均世帯人口は年々減少しており、令和2年（2020年）で2.37人となっています。



将来人口推計では、今後、人口減少の傾向が続き、令和42年（2060年）には現在の約8割になる見込みとなっています。

年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）は、平成22年（2010年）以降減少傾向です。15～64歳（生産年齢人口）は、平成12年（2000年）以降年々減少しており、65歳以上（高齢者人口）は、令和27年（2045年）まで増加の傾向にありますが、令和32年以降（2050年）減少に転じる見込みとなっています。

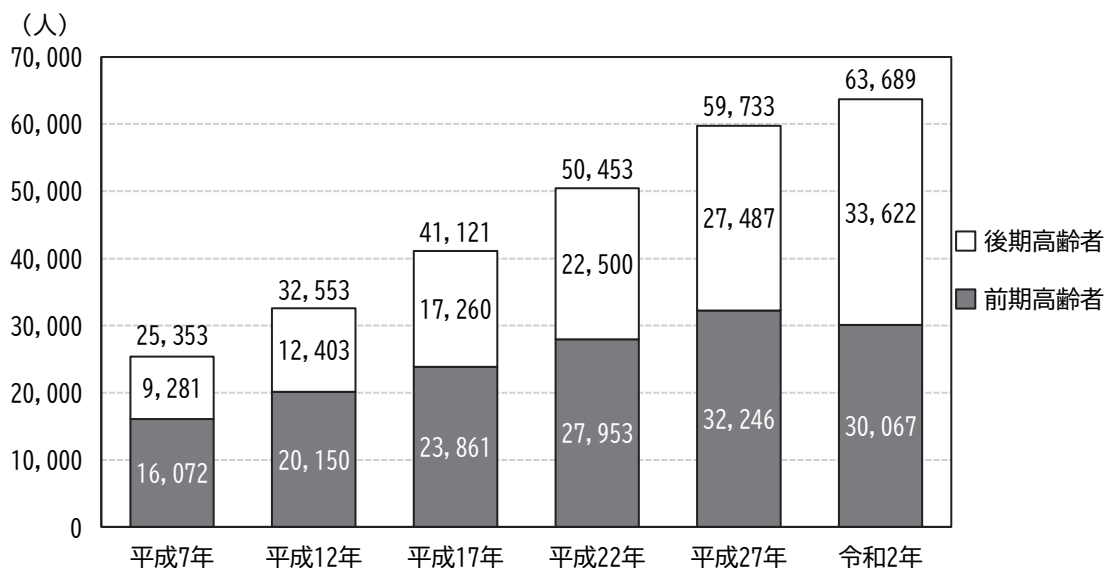


## 2) 高齢者人口の推移

高齢者人口は年々増加しており、平成7年(1995年)の25,353人(高齢化率12.5%)が、令和2年(2020年)では63,689人(高齢化率28.1%)と、約2.5倍になっています。

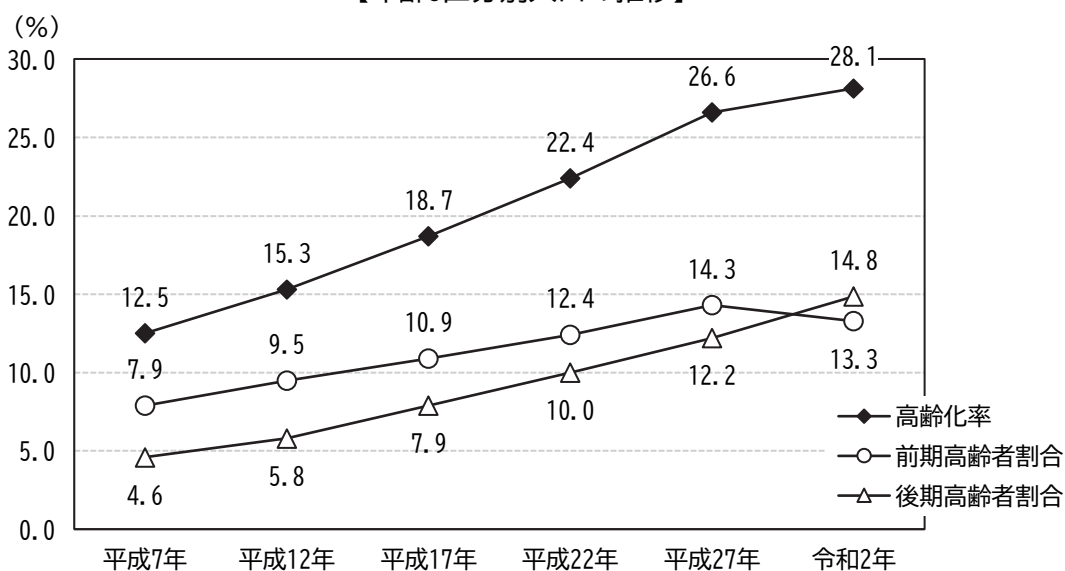
高齢者人口を年齢別にみると、後期高齢者は年々増加していますが、前期高齢者は、令和2年(2020年)で減少しています。

【年齢3区分別人口の推移】



資料: 国勢調査

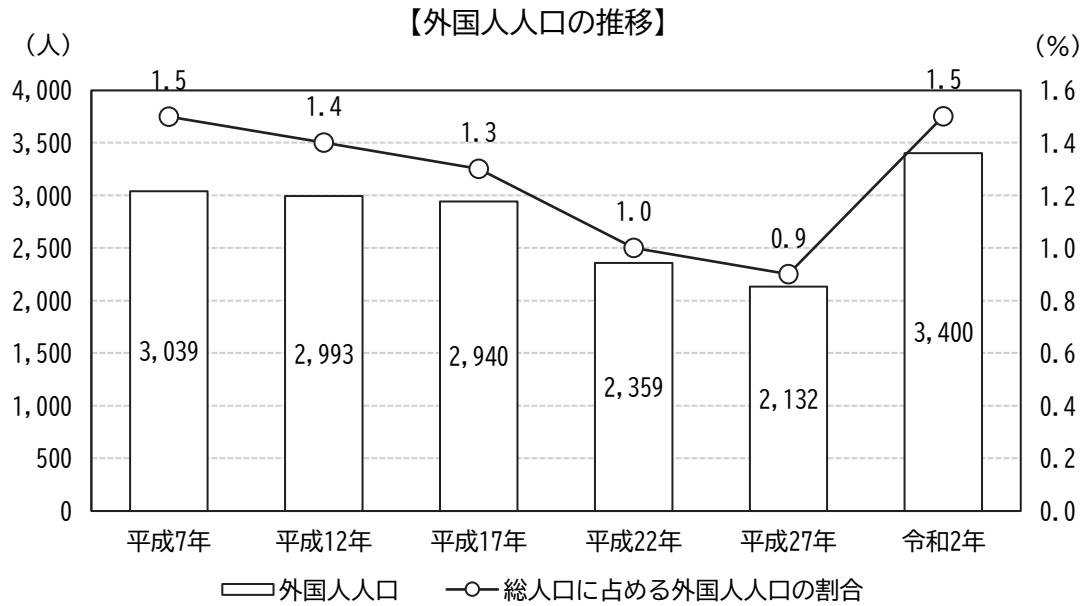
【年齢3区分別人口の推移】



資料: 国勢調査

### 3) 外国人人口の推移

外国人人口は、平成27年(2015年)まで年々減少していましたが、令和2年(2020年)では3,400人と大きく増加しています。また、外国人の占める割合(構成比)は1.5%となっています。



資料: 国勢調査

## 4) 世帯構成

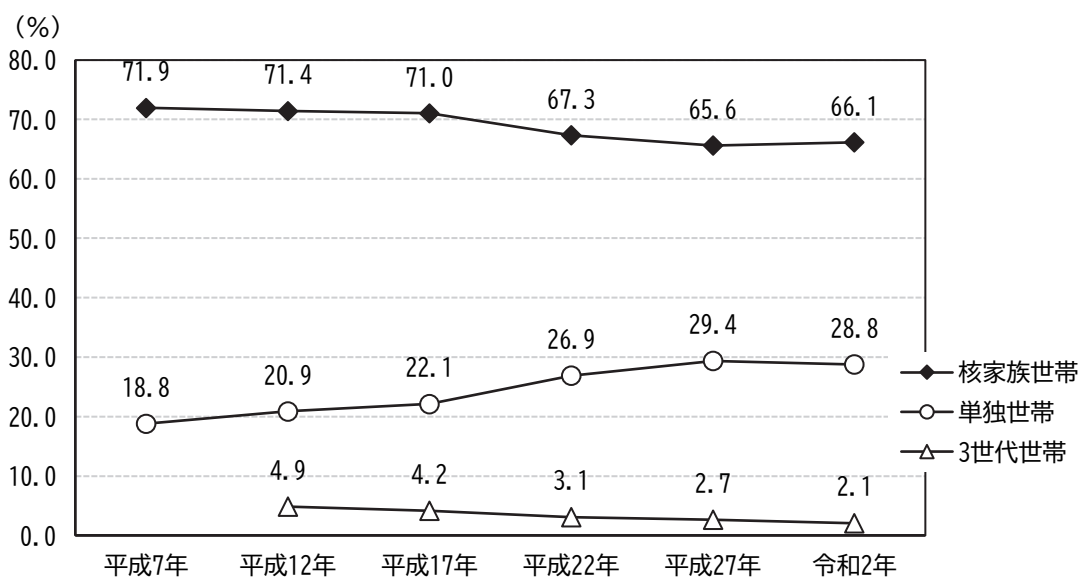
一般世帯の構成をみると、「核家族世帯」は年々増加しており、「単独世帯」は平成27年(2015年)まで年々増加していましたが、令和2年(2020年)ではほぼ横ばいとなっています。

一方で、3世代世帯は、年々減少しており、令和2年(2020年)で2,007世帯(構成比2.1%)となっています。

【世帯構成別一般世帯の推移】

(単位：世帯、%)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	世帯数	71,234	78,835	83,448	91,656	94,056	95,366
親族のみの世帯	世帯数	57,673	62,136	64,726	66,525	65,937	66,764
	構成比	81.0	78.8	77.6	72.6	70.1	70.0
核家族世帯	世帯数	51,228	56,289	59,270	61,694	61,708	63,068
	構成比	71.9	71.4	71.0	67.3	65.6	66.1
核家族以外の世帯	世帯数	6,445	5,847	5,456	4,831	4,229	3,696
	構成比	9.0	7.4	6.5	5.3	4.5	3.9
非親族を含む世帯	世帯数	158	200	282	453	386	475
	構成比	0.2	0.3	0.3	0.5	0.4	0.5
単独世帯	世帯数	13,403	16,499	18,440	24,643	27,642	27,457
	構成比	18.8	20.9	22.1	26.9	29.4	28.8
世帯の家族類型「不詳」	世帯数	0	0	0	35	1	670
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
(別掲) 3世代世帯	世帯数	-	3,901	3,483	2,881	2,529	2,007
	構成比	-	4.9	4.2	3.1	2.7	2.1



資料：国勢調査

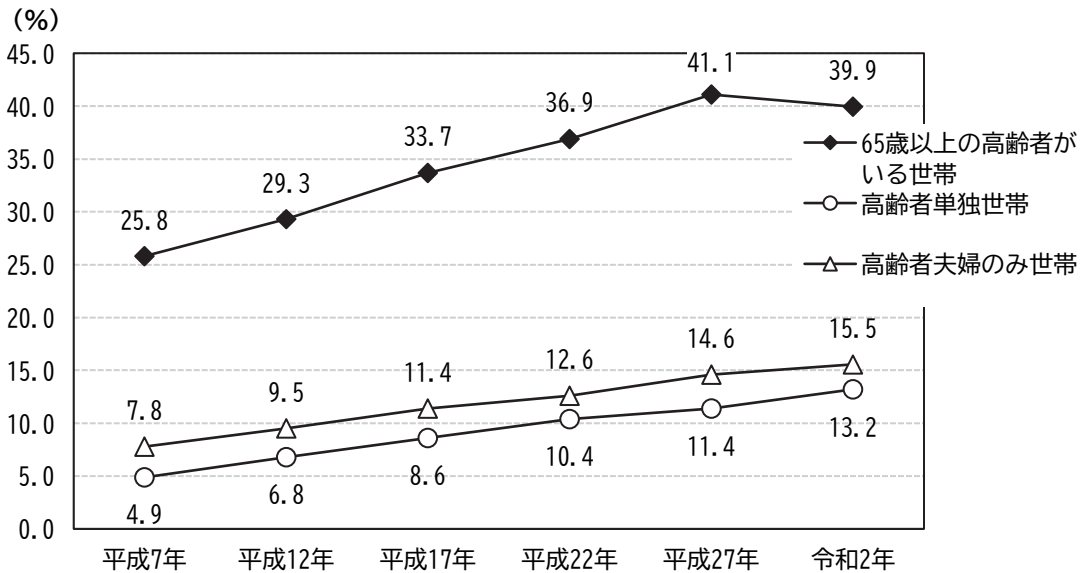
※平成7年の「3世代世帯」は非公表。

一般世帯のうち、「65歳以上の高齢者がいる世帯」は、平成27年(2015年)まで年々増加しており、令和2年(2020年)でわずかに減少しているものの、38,088世帯で全体の4割を占めています。「高齢者単独世帯」「高齢夫婦のみ世帯」は、平成7年(1995年)以降、年々増加しています。

## 【高齢者世帯の推移】

(単位：世帯、%)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
一般世帯	世帯数	71,234	78,835	83,448	91,656	94,056	95,366	
	65歳以上の高齢者がいる世帯	世帯数	18,392	23,082	28,112	33,809	38,658	38,088
		構成比	25.8	29.3	33.7	36.9	41.1	39.9
	高齢者単独世帯	世帯数	3,492	5,379	7,212	9,537	10,726	12,579
		構成比	4.9	6.8	8.6	10.4	11.4	13.2
	高齢者夫婦のみ世帯	世帯数	5,573	7,506	9,553	11,548	13,727	14,828
		構成比	7.8	9.5	11.4	12.6	14.6	15.5



ひとり親世帯は、平成22年(2010年)まで増加していましたが、平成27年(2015年)以降減少の傾向にあり、令和2年(2020年)で1,038世帯(構成比1.1%)となっています。

## 【ひとり親世帯の推移】

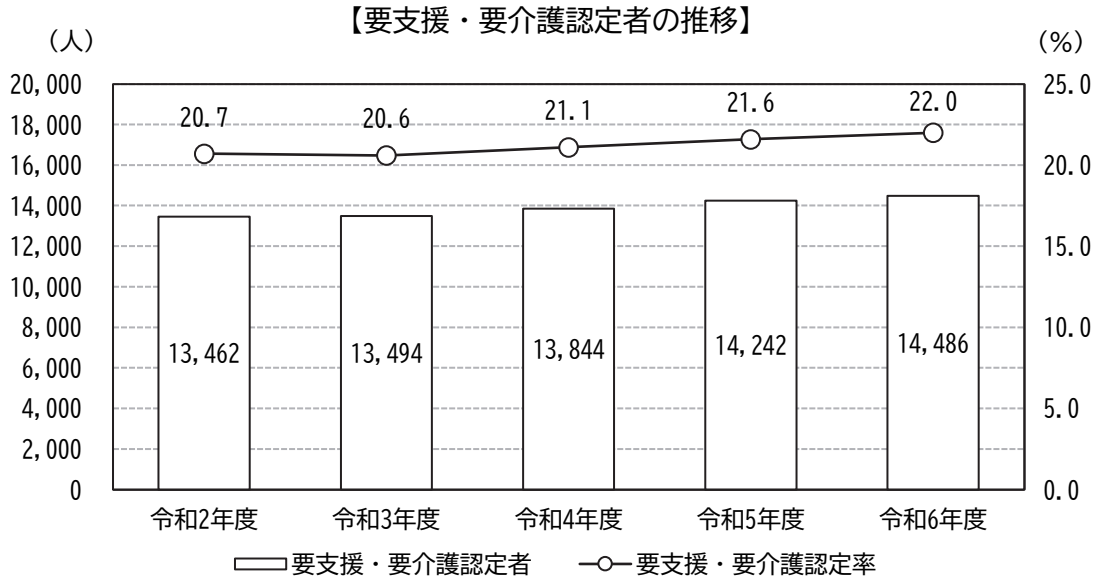
(単位：世帯、%)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
一般世帯	世帯数	71,234	78,835	83,448	91,656	94,056	95,366	
	ひとり親世帯	世帯数	778	1,078	1,364	1,401	1,269	1,038
		構成比	1.1	1.4	1.6	1.5	1.3	1.1
	母子世帯	世帯数	647	947	1,224	1,231	1,138	948
		構成比	0.9	1.2	1.5	1.3	1.2	1.0
	父子世帯	世帯数	131	131	140	170	131	90
		構成比	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1

資料：国勢調査

## 5) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で14,486人（要支援・要介護認定率22.0%）となっています。

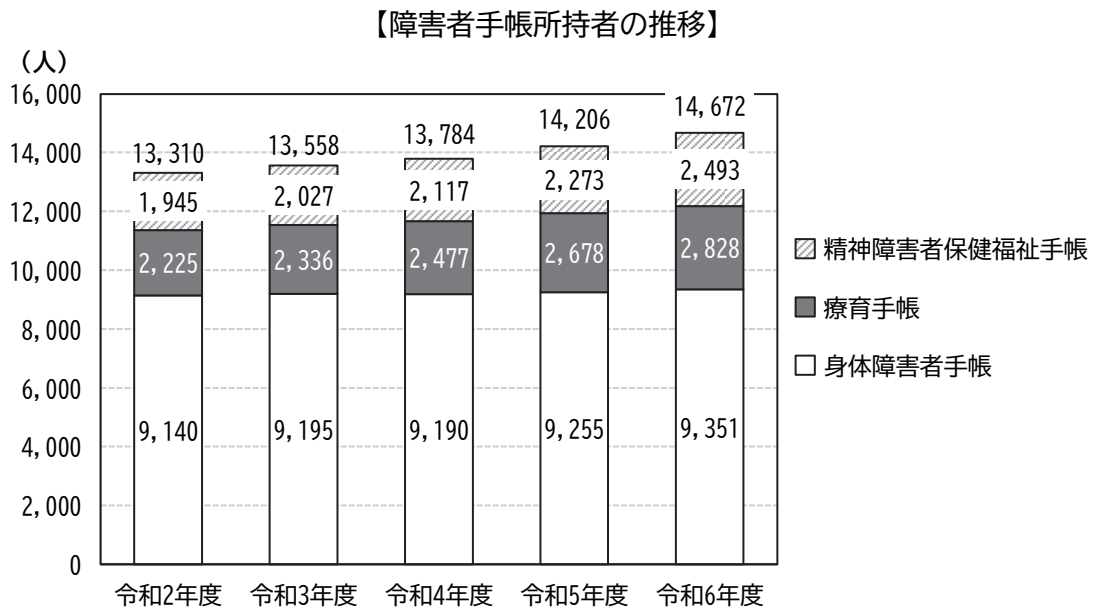


資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

※上記の要支援・要介護認定者数は、第1号被保険者のみを表記しています。

## 6) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者は年々増加しています。

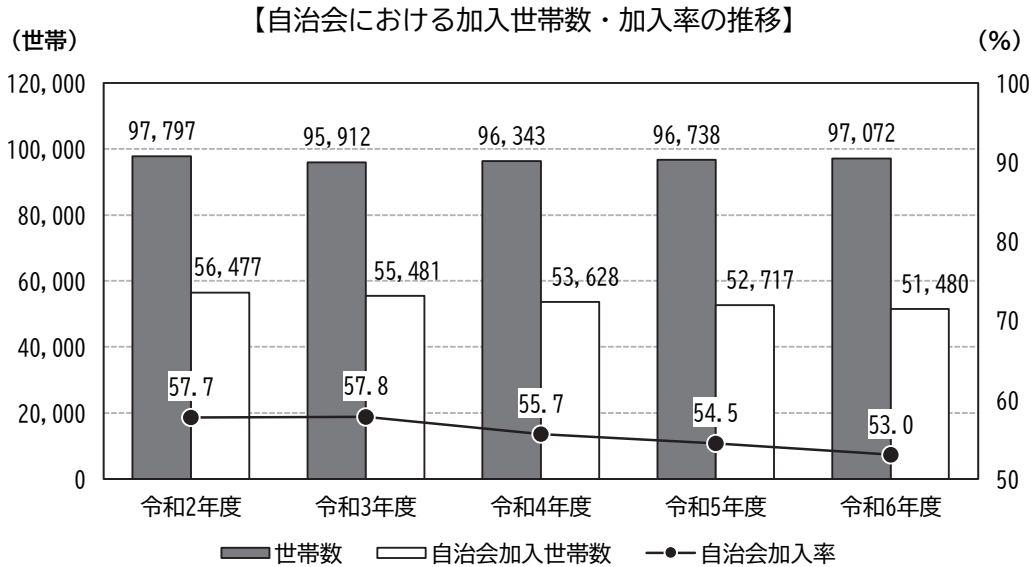


資料：市調べ（各年度末現在）

## 地域における団体などの活動の状況

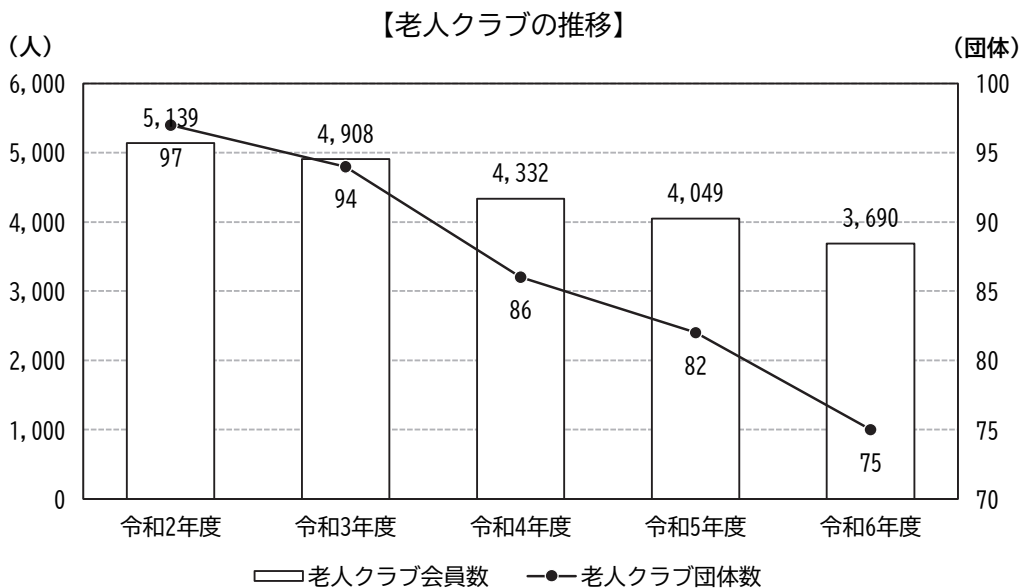
### 1) 自治会

令和3年度(2021年度)以降、世帯数が増加傾向にある中、自治会の加入世帯は年々減少しており、令和6年度(2024年度)で51,480世帯、加入率は53.0%となっています。



### 2) 老人クラブ

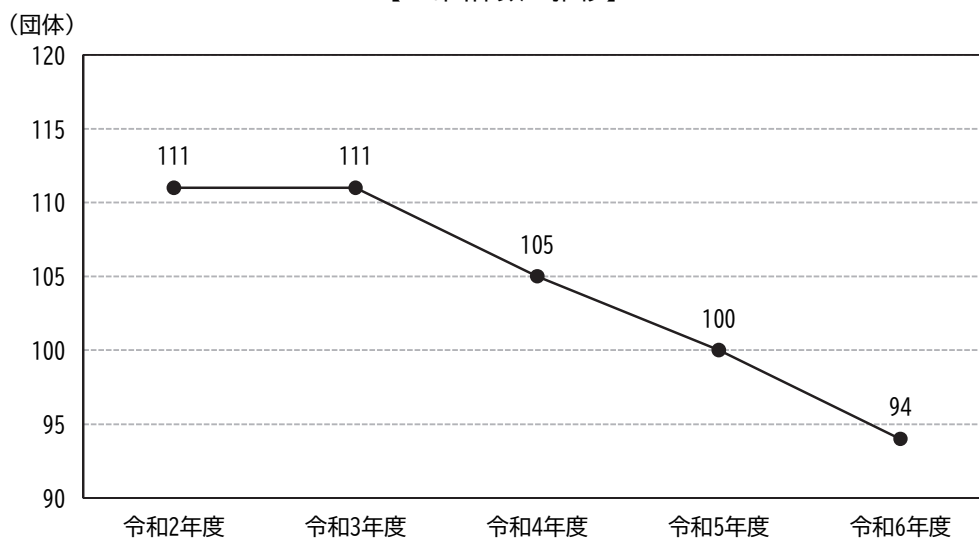
老人クラブの会員数は、令和2年度(2020年度)で5,000人を超えていましたが、年々減少しており、令和6年度(2024年度)で3,690人となっています。団体数も、年々減少しており、令和6年度(2024年度)で75団体となっています。



### 3) NPO団体

NPO団体数は、令和3年度（2021年度）以降、年々減少しており、令和6年度（2024年度）で94団体となっています。

【NPO団体数の推移】

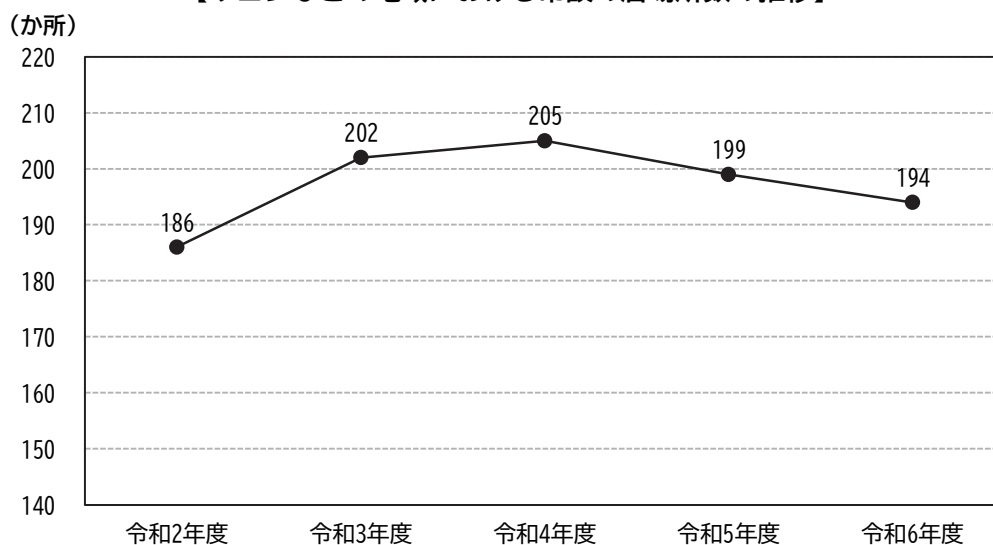


資料：市調べ（各年度末現在）

### 4) サロンなどの地域における常設の居場所

サロンなどの地域における常設の居場所数は、令和4年度をピークに減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）で194か所となっています。

【サロンなどの地域における常設の居場所数の推移】



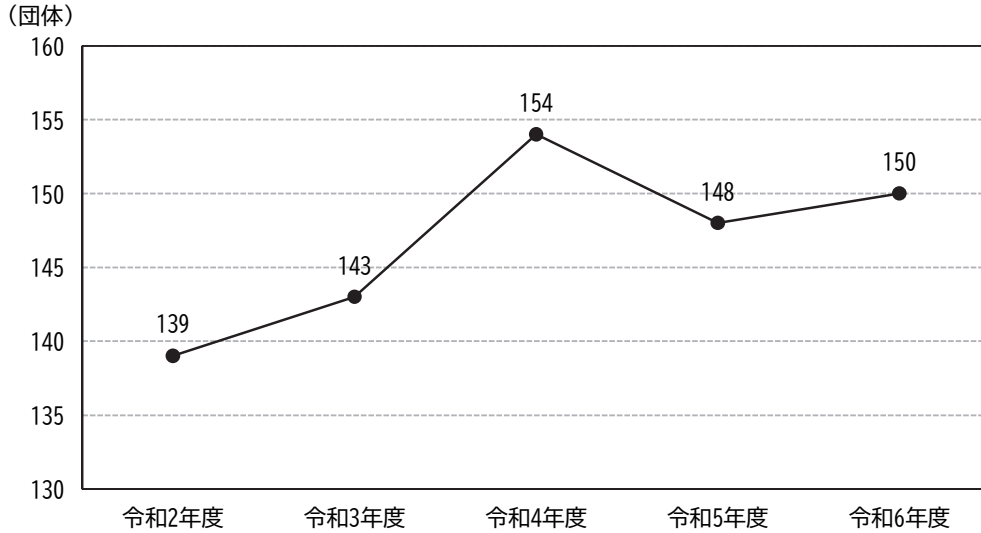
資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）

※ふれあいいきいきサロン及びミニデイサービスの箇所数を記載。

## 5) いきいき百歳体操

いきいき百歳体操の実施団体数は、令和4年度（2022年度）をピークに一旦減少しましたが、令和6年度（2024年度）で増加し、150団体となっています。

【いきいき百歳体操の実施団体数の推移】

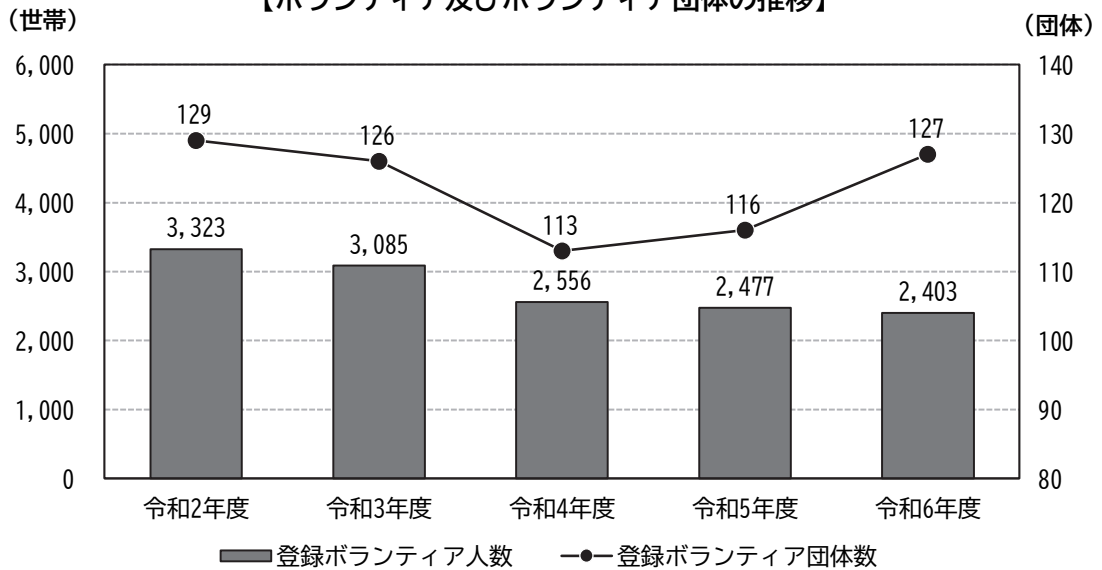


資料：市調べ（各年度末現在）

## 6) ボランティア活動

ボランティア団体数は、令和6年度（2024年度）で127団体となっていますが、登録ボランティア人数は年々減少しており、令和6年度（2024年度）で2,403人となっています。

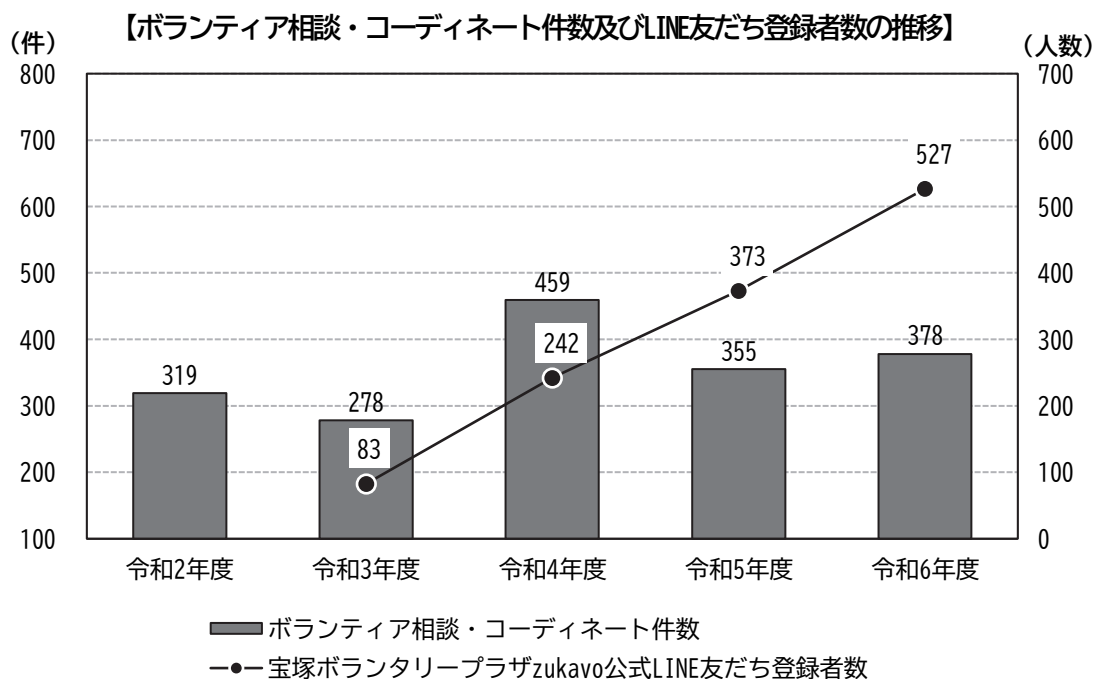
【ボランティア及びボランティア団体の推移】



資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）

## 7) ボランティア相談・コーディネート

ボランティア相談・コーディネート件数は、各年で増減しており、令和6年度（2024年度）で378件となっています。また、zukavo公式LINE友だち登録者数は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で527人となっています。

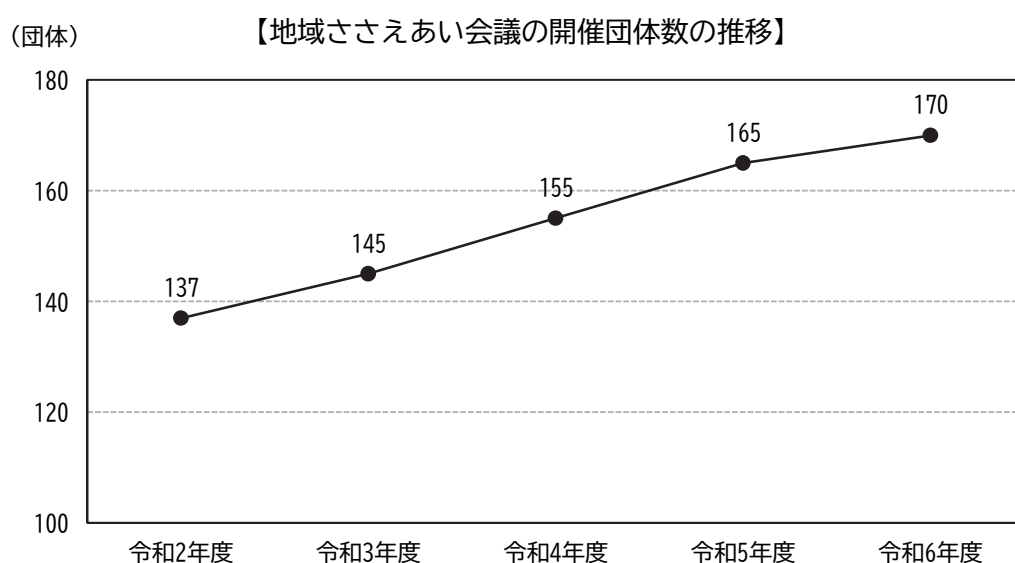


資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）

※zukavo公式LINEは令和3年度から開始

## 8) 地域ささえあい会議

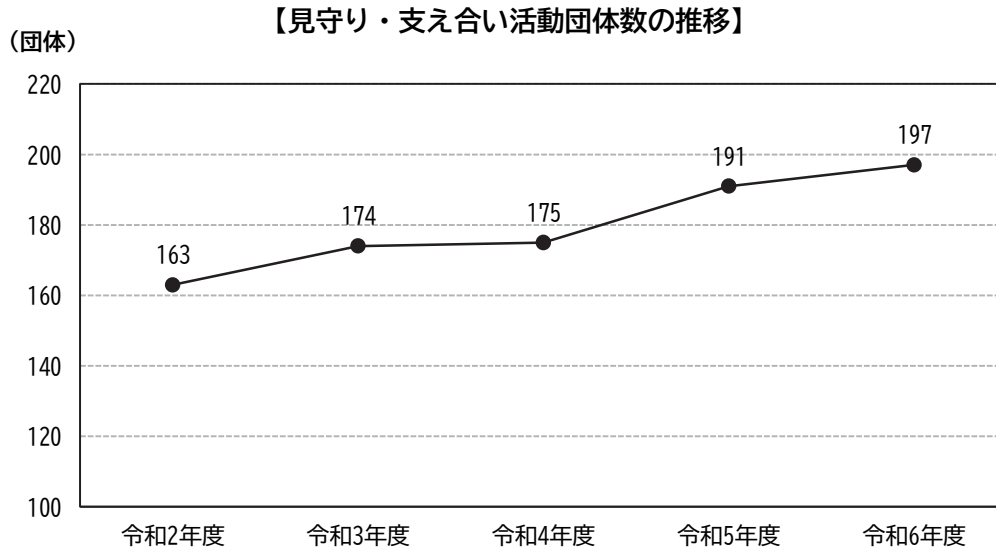
地域ささえあい会議の開催団体数は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で170団体となっています。



資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）

## 9) 見守り・支え合い活動

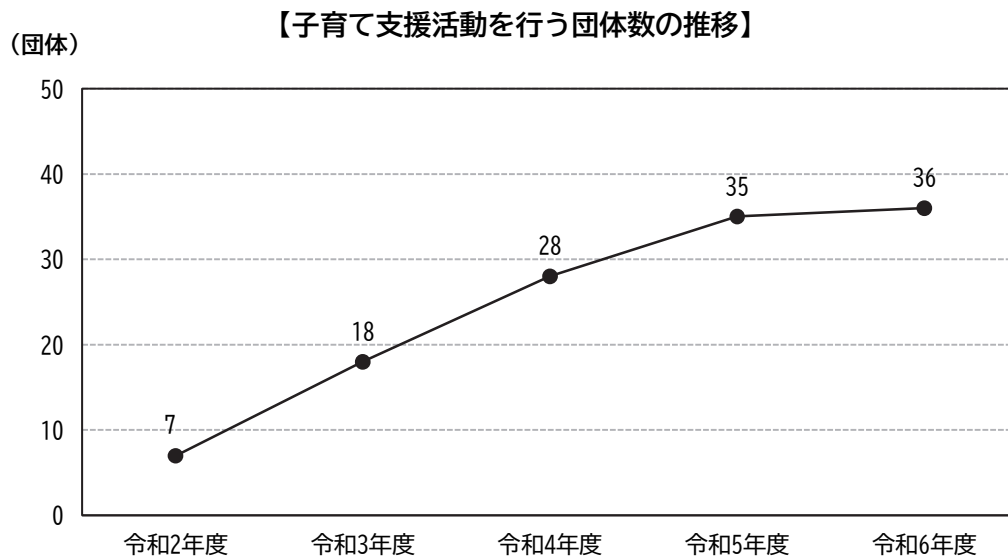
見守り・支え合い活動を行う団体数は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で197団体となっています。



資料:社会福祉協議会調べ(各年度末現在)

## 10) 子育て支援活動

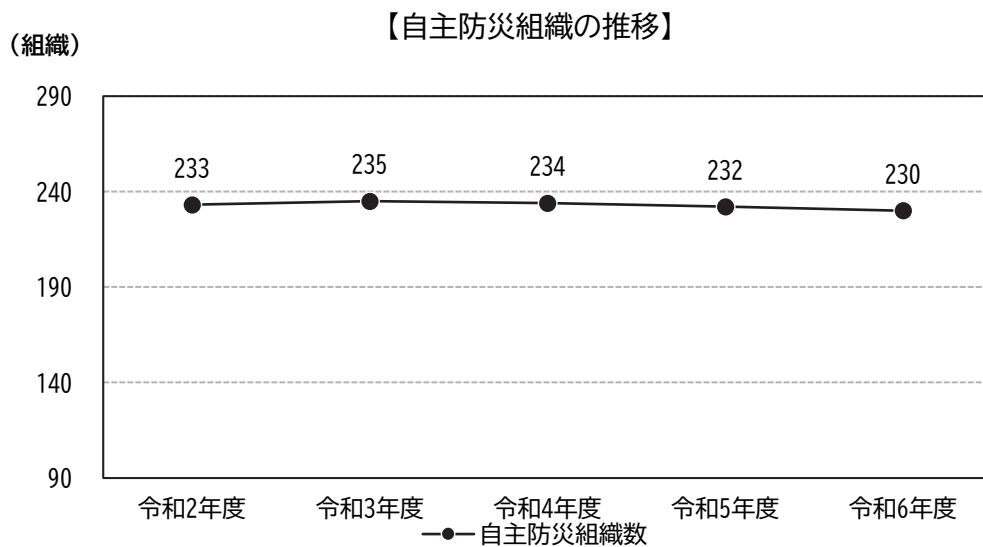
社会福祉協議会の子育て支援活動サポート事業の助成をもとに子育て支援活動を行う団体数は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で36団体となっています。



資料:社会福祉協議会調べ(各年度末現在)

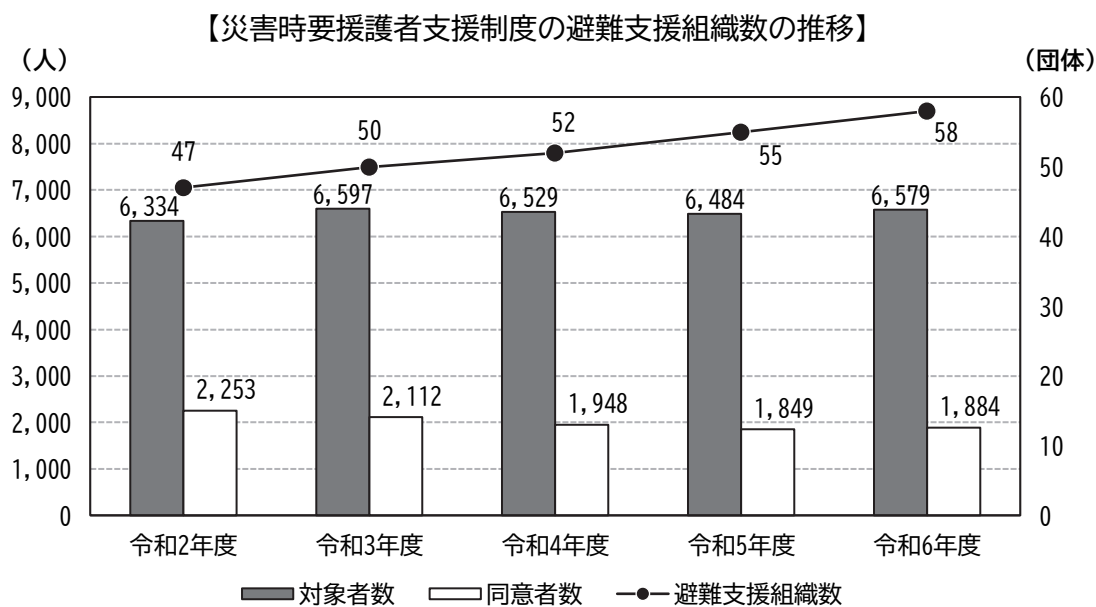
## 11) 自主防災組織

自主防災組織の数はほぼ横ばいで、令和6年度（2024年度）で230団体となっています。



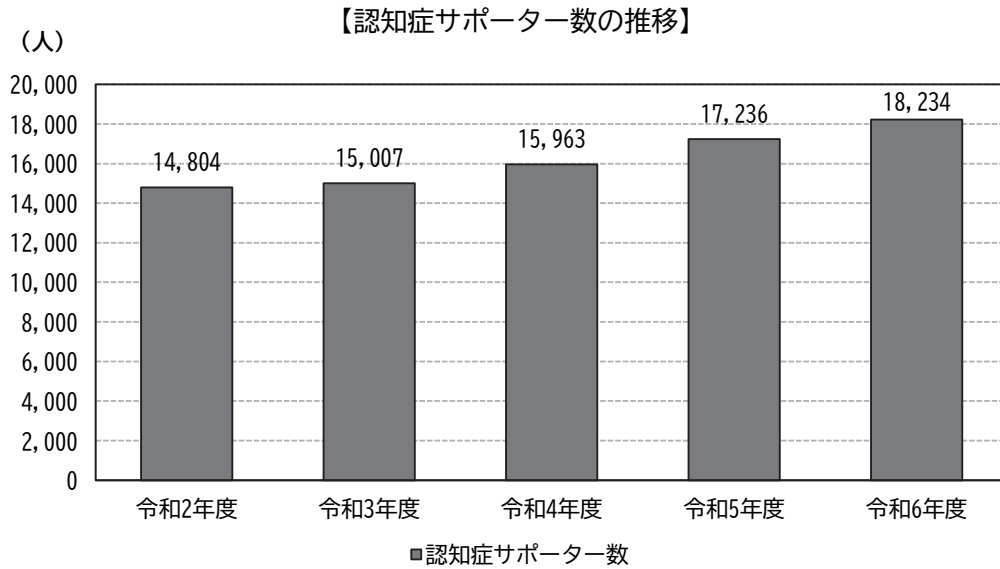
## 12) 災害時要援護者支援制度の避難支援組織数

災害時要援護者支援制度の避難支援組織数は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で58団体となっています。



### 13) 認知症サポーター

認知症サポーターの数は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で18,234人となっています。



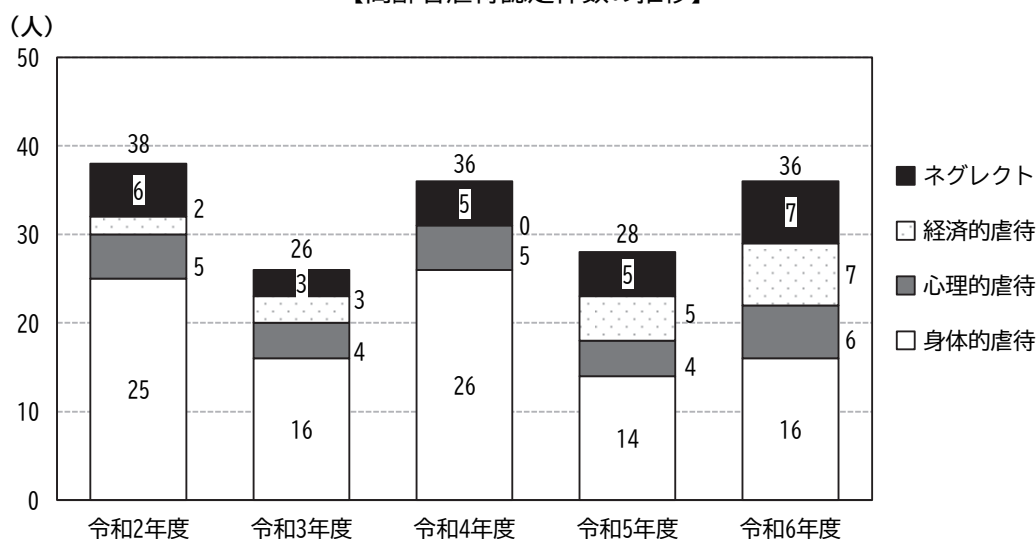
資料：市調べ（各年度末現在）

## 地域における社会問題の状況

### 1) 高齢者虐待認定件数

高齢者虐待（うち、養護者による虐待）の認定件数は、各年増減があり、令和6年度（2024年度）で36件となっています。虐待ケース別にみると、各年度ともに、「身体的虐待」が最も多くなっています。

【高齢者虐待認定件数の推移】

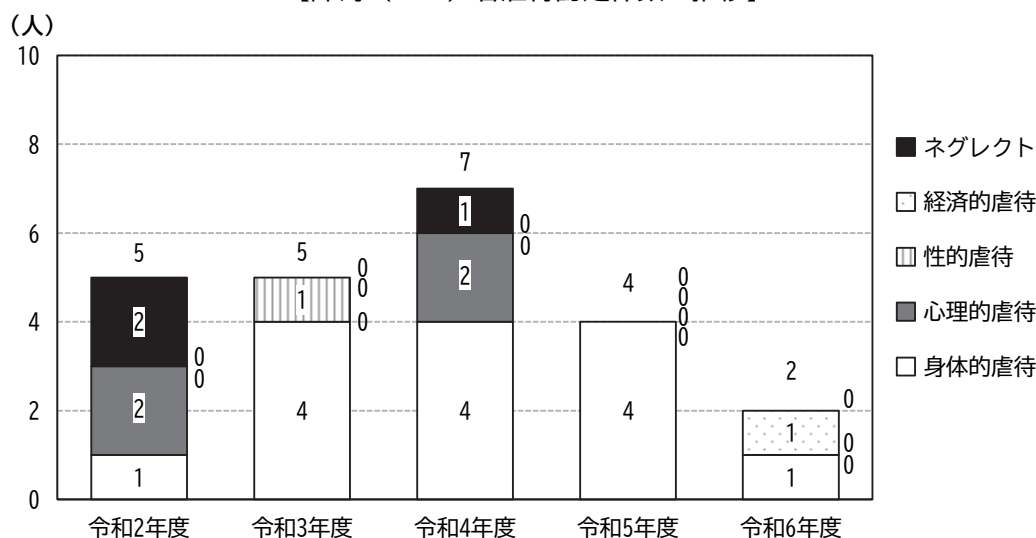


資料：市調べ（各年度末現在）

### 2) 障害（がい）者虐待認定件数

障害（がい）者虐待（うち、養護者による虐待）の認定件数は、令和4年度（2022年度）以降減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）で2件となっています。虐待ケース別にみると、「身体的虐待」及び「経済的虐待」となっています。

【障害（がい）者虐待認定件数の推移】

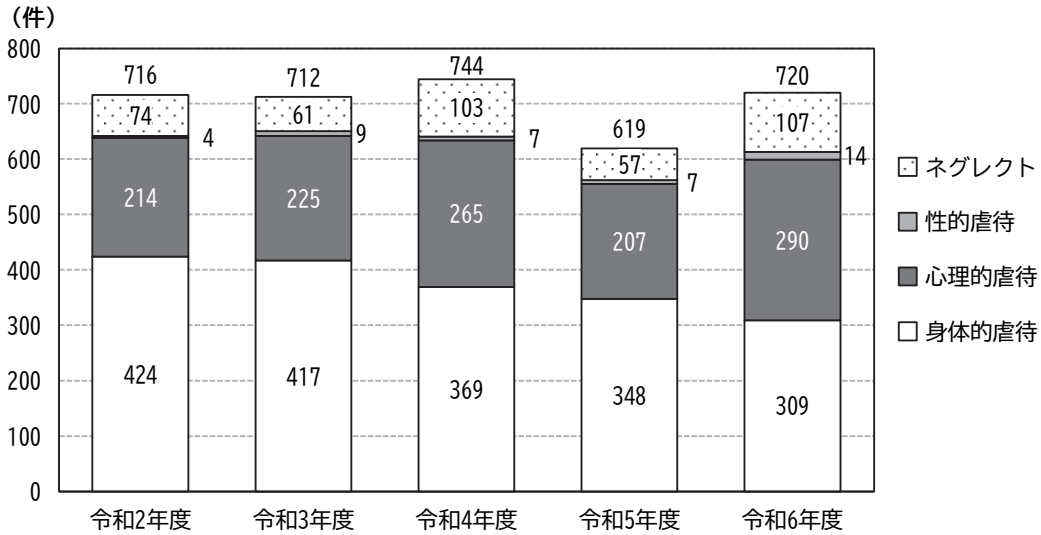


資料：市調べ（各年度末現在）

### 3) 児童虐待通告件数

児童虐待の新規通告件数は、各年増減があり、令和6年度（2024年度）で720件となっています。虐待ケース別にみると、毎年度、「身体的虐待」が最も多く、次いで「心理的虐待」、「ネグレクト\*」が多くなっています。

【児童虐待新規通告件数の推移】

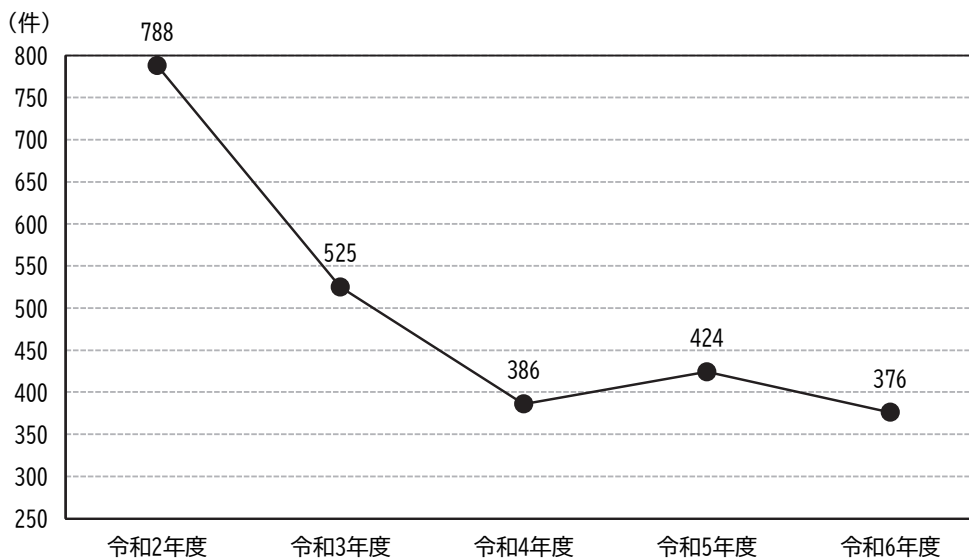


資料：市調べ（各年度末現在）

### 4) ドメスティック・バイオレンス (DV)

ドメスティック・バイオレンス (DV) に関する相談件数は減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）で376件となっています。

【ドメスティック・バイオレンス (DV) に関する相談件数の推移】



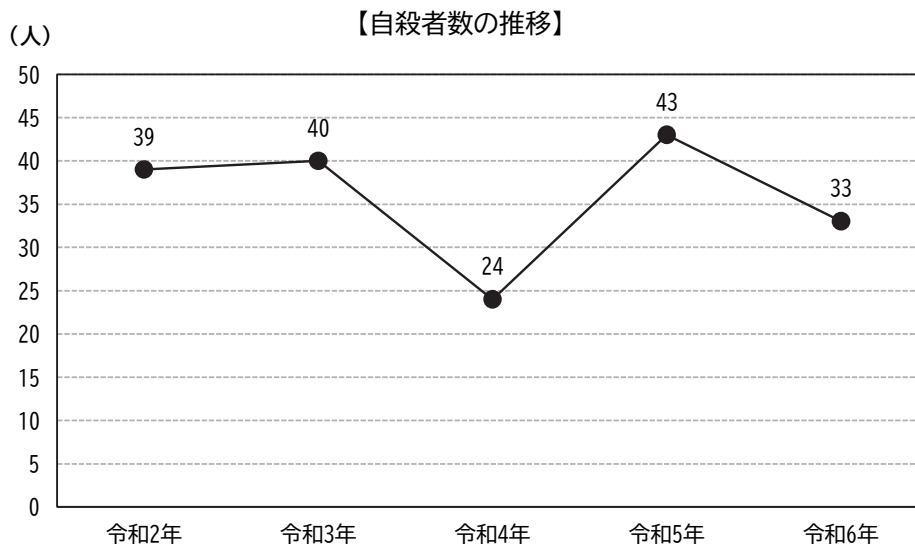
資料：市調べ（各年度末現在）

**ネグレクト** | 責任を放棄することで、乳幼児や高齢者、病人など、要養育者や要介護者に適切な衣食住を与えないことなどをいう。

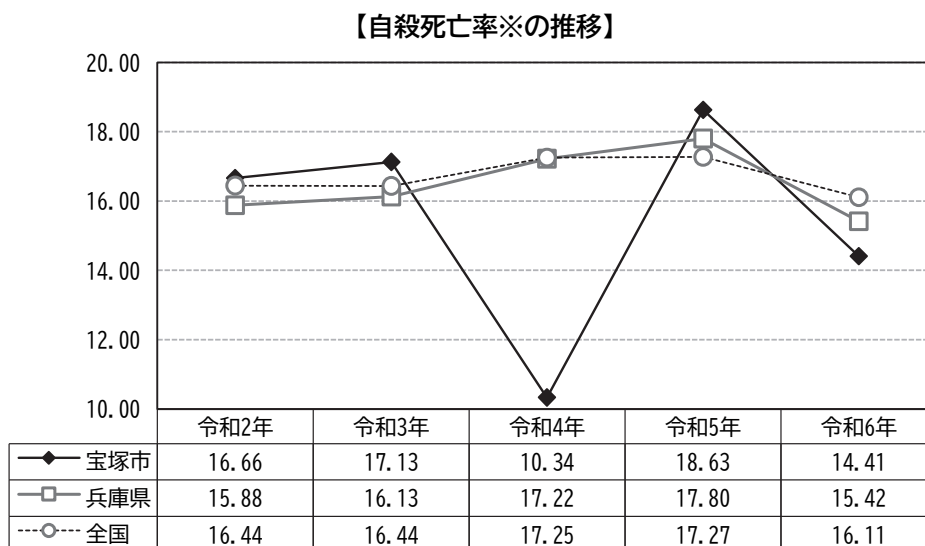
## 5) 自殺の発生件数

自殺者数は、各年増減があり、令和6年(2024年)で33人となっています。

自殺死亡率(人口10万対)は令和6年(2024年)で14.41となっており、全国及び兵庫県をやや下回っていますが、令和2年(2020年)からの5年間では、全国・兵庫県をやや上回る年が多くなっています。



資料:市調べ(各年末現在)

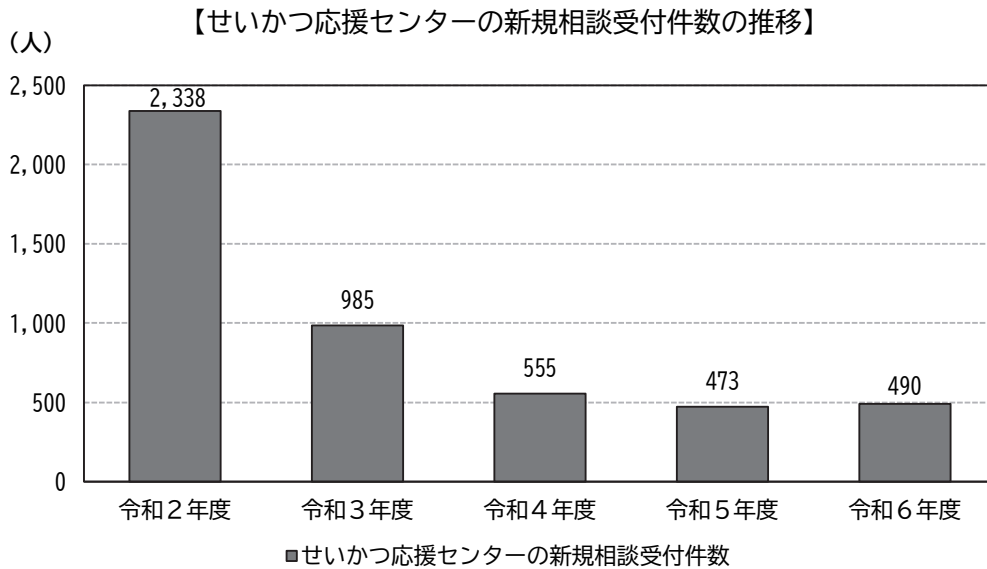


資料:厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」

※自殺死亡率は、人口10万人あたりの自殺者数

## 6) 生活困窮に関する状況

せいかつ応援センターの新規相談受付件数は、令和5年度（2023年度）から令和6年度（2024年度）にかけて若干の増加がみられましたが、減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）で490件となっています。なお、令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響により相談受付件数が大幅に増えています。

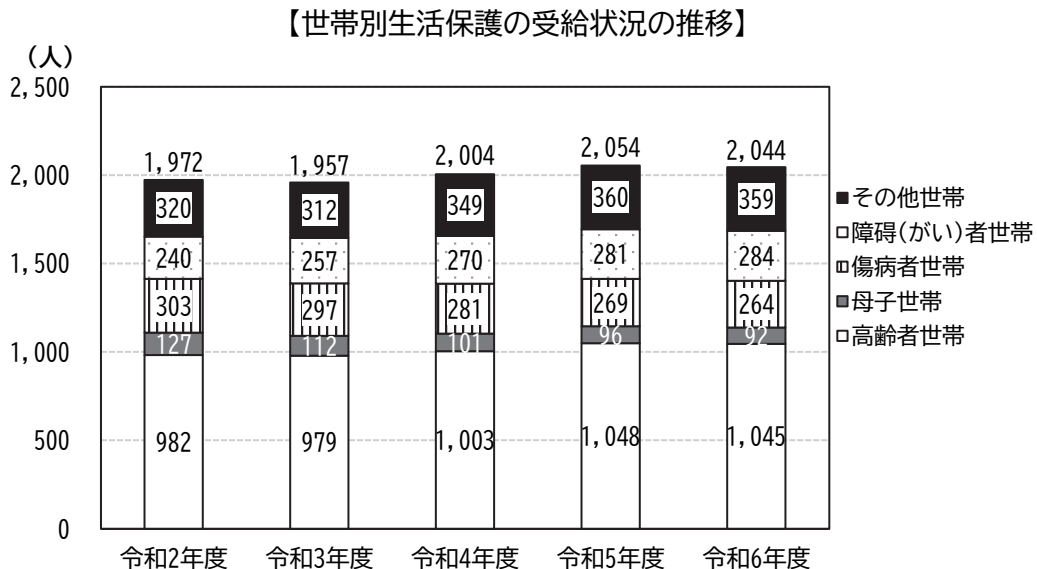
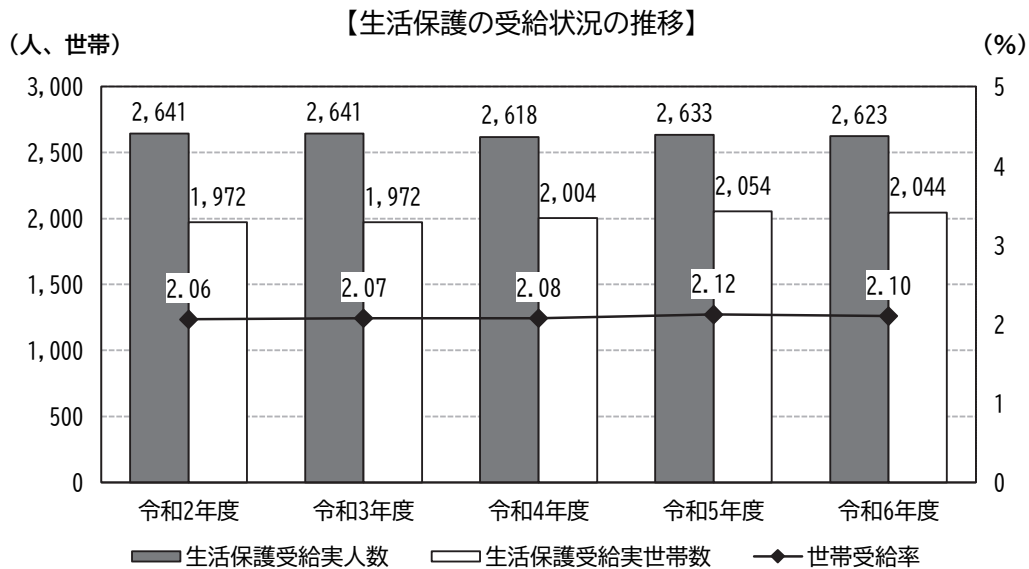


資料：市調べ（各年度末現在）

## 7) 生活保護の状況

生活保護の需給状況について、生活保護受給実人数はほぼ横ばいで、令和6年度（2024年度）で2,623人となっています。実世帯数もほぼ横ばいで、令和6年度（2024年度）で2,044世帯（世帯受給率2.1%）となっています。

世帯別にみると、各年度ともに、「高齢者世帯」において生活保護を受給している世帯が多くなっています。

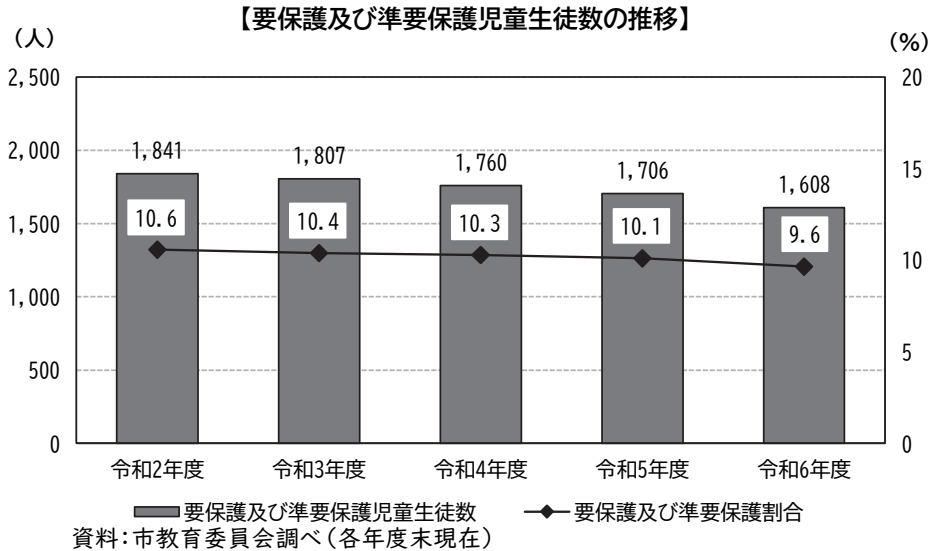


資料：市調べ（各年度末現在）

※世帯受給率の算出にあたり、世帯数は「推計人口と世帯数」（国勢調査に基づく推計）の各年4月1日現在の世帯数を用いています。

## 8) 要保護及び準要保護児童生徒

要保護及び準要保護児童生徒数は、減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）で1,608人（要保護及び準要保護割合9.6%）となっています。



## 9) 成年後見制度等の利用者

成年後見制度利用者数は、年々増加しており、令和6年度（2024年度）で481人となっています。また、市長申立件数、成年後見制度利用支援事業補助件数は、年度によって増減があるものの、一定数利用がみられます。

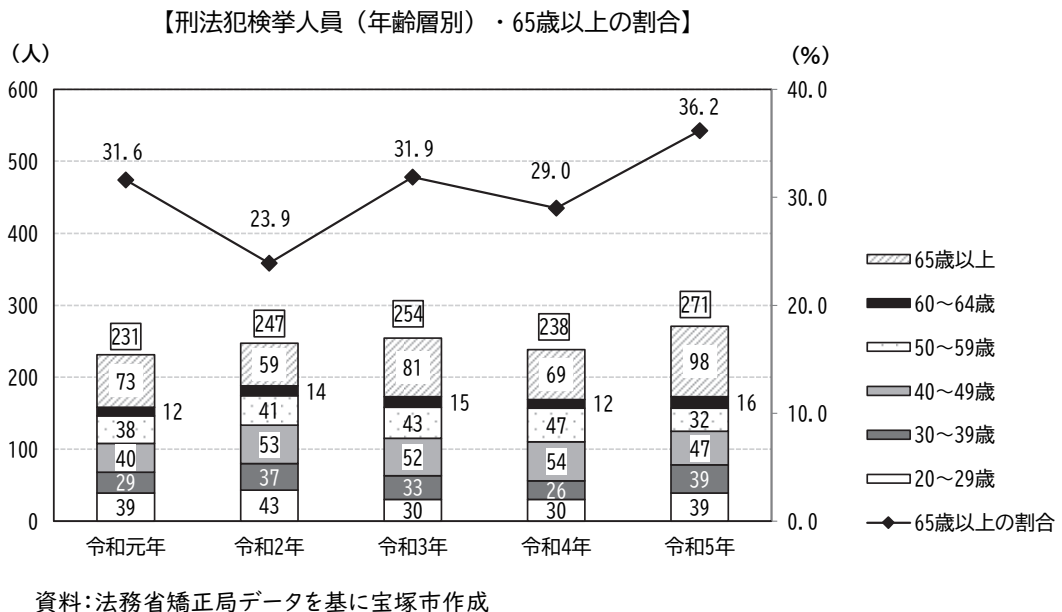
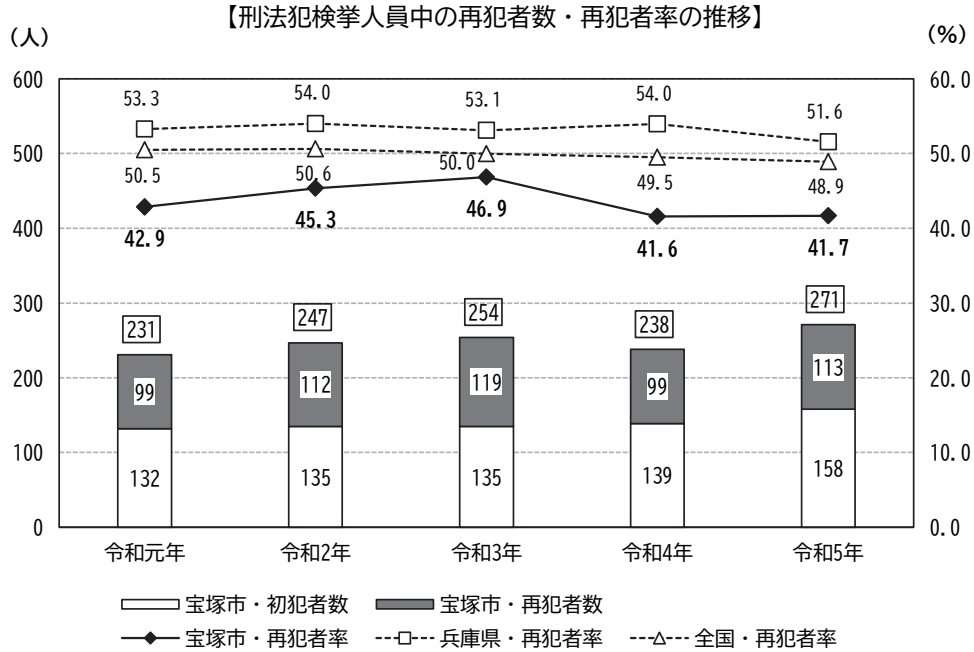
**【成年後見制度等利用者の推移】**

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
成年後見制度利用者数 (7月31日時点)		—	458人	451人	467人	481人
類型別 内訳	後見	—	276人	261人	271人	276人
	保佐	—	111人	115人	123人	128人
	補助	—	60人	67人	65人	67人
	任意後見	—	11人	8人	8人	10人
市長申立て件数（高齢）		15件	18件	21件	20件	22件
市長申立て件数（障害）		3件	2件	1件	0件	2件
成年後見制度利用支援事業補助件数（高齢）		申立費用	申立費用	申立費用	申立費用	申立費用
		0件	0件	1件	3件	2件
		報酬助成	報酬助成	報酬助成	報酬助成	報酬助成
		24件	34件	30件	25件	40件
成年後見制度利用支援事業補助件数（障害）		申立費用	申立費用	申立費用	申立費用	申立費用
		1件	0件	1件	1件	0件
		報酬助成	報酬助成	報酬助成	報酬助成	報酬助成
		17件	15件	20件	15件	21件

資料：神戸家庭裁判所

## 10) 再犯者の状況

宝塚警察署の刑法検挙人員数は231人から271人までの間で推移しており、年齢層別で見ると、65歳以上の割合が増加傾向にあります。再犯者率は、全国及び兵庫県を下回っているものの、4割以上となっています。



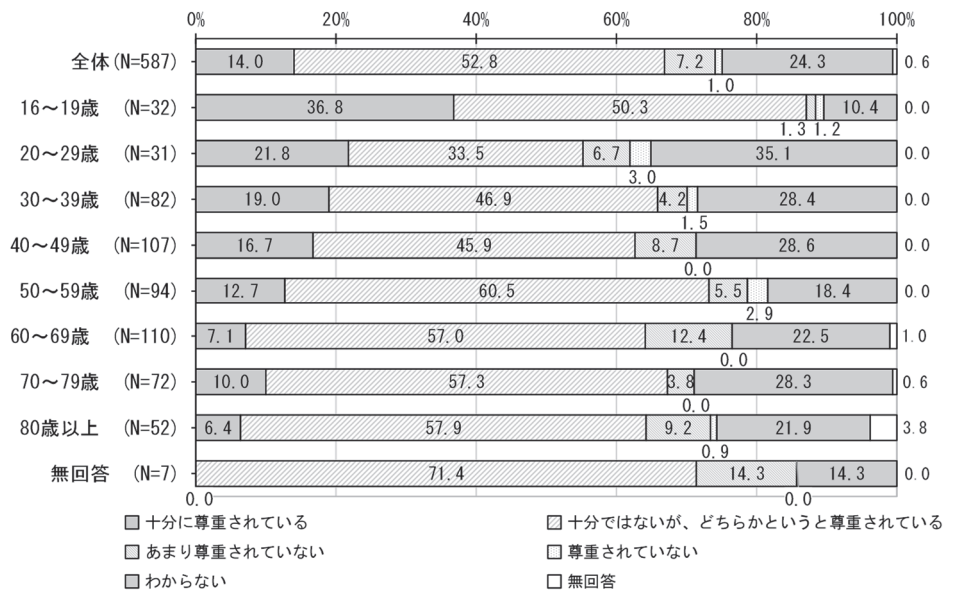
## (2) 各調査結果からみた状況

資料編「1. 策定にあたっての調査・会議等の概要」に示す、福祉活動者調査、専門職ヒアリング調査、市民意識調査（既存調査）の調査結果から整理します。

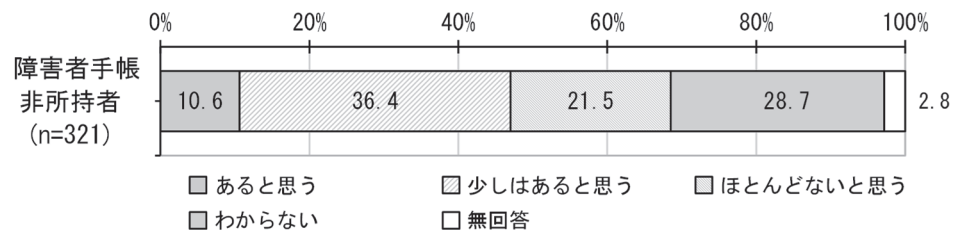
### 意識づくり・啓発・福祉学習に関して

○人権が尊重されていないと考える人や、障碍（がい）を理由とする差別や偏見について「少しはあると思う」人、差別や嫌な思いをする（した）ことが「ある（あった）」人がいる状況です。

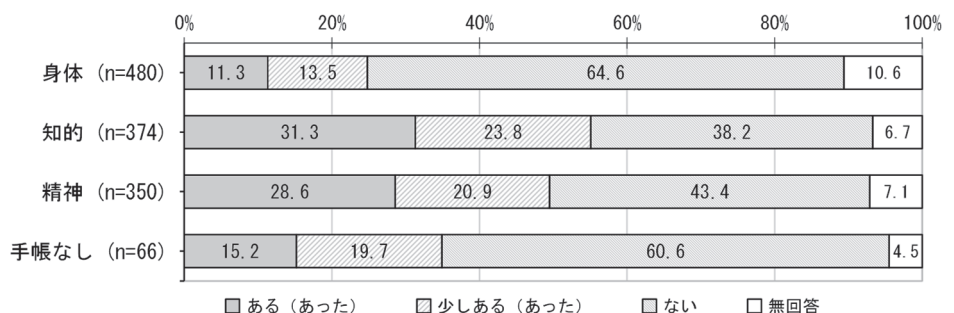
市民意識調査（既存調査）（市民アンケート調査）【日々の生活における人権尊重の状況についての考え】



市民意識調査（既存調査）（福祉に関するアンケート調査）【障碍（がい）を理由とする差別や偏見について】



【差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか】



○「活動に関する情報・事例等の収集・提供」や「地域住民に向けた地域福祉活動の啓発」の期待も高くなっており、必要な情報の発信や周知がより一層求められています。

○専門職ヒアリング調査では次の意見が出されています。

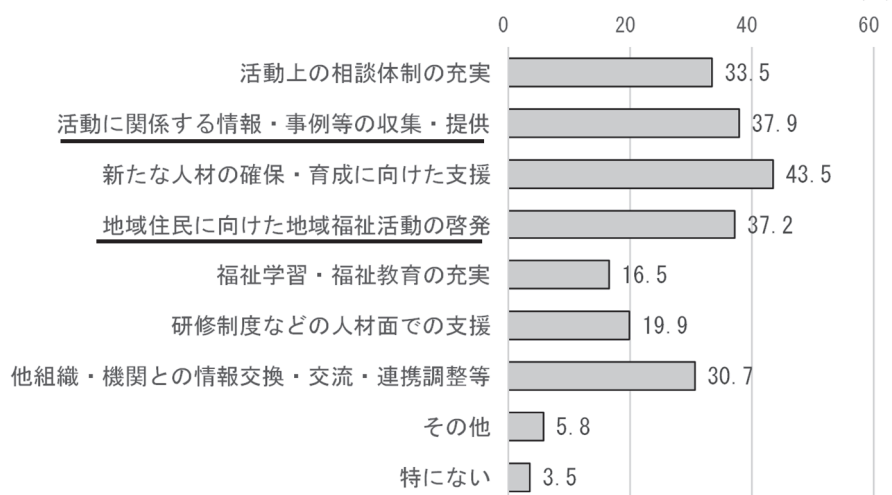
\*認知症への理解など、社会において理解の進んでいないことへの関心喚起、理解促進が必要

\*情報社会における正しい情報取得に関する啓発、市としての正しい情報の発信が必要

### 福祉活動者調査

n=538

#### 【取組のために宝塚市に期待すること】

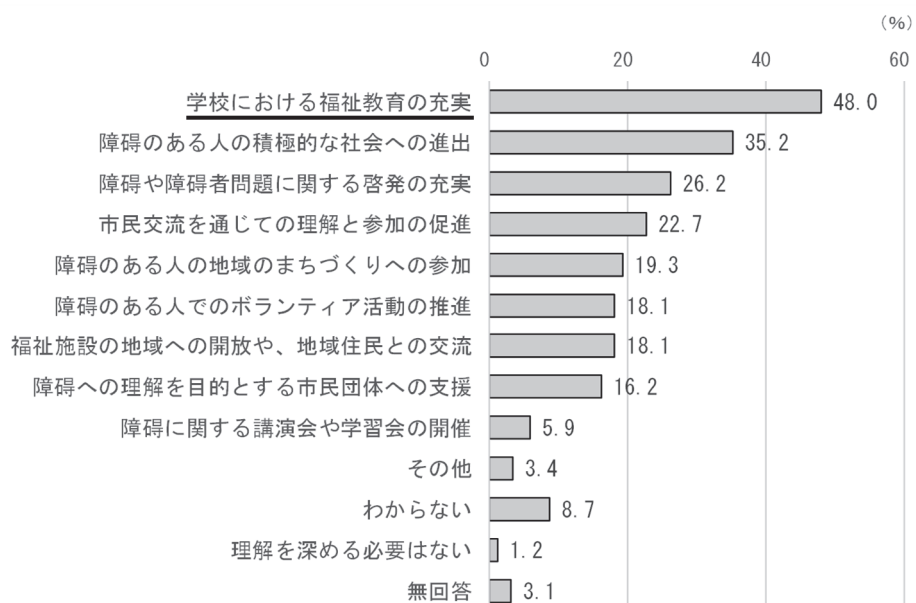


○障害(がい)のある人への市民の理解を深めるために必要なこととして、「学校における福祉教育の充実」が最も高くなっており、福祉教育が重要視されています。

### 市民意識調査(既存調査)

(福祉に関するアンケート調査)

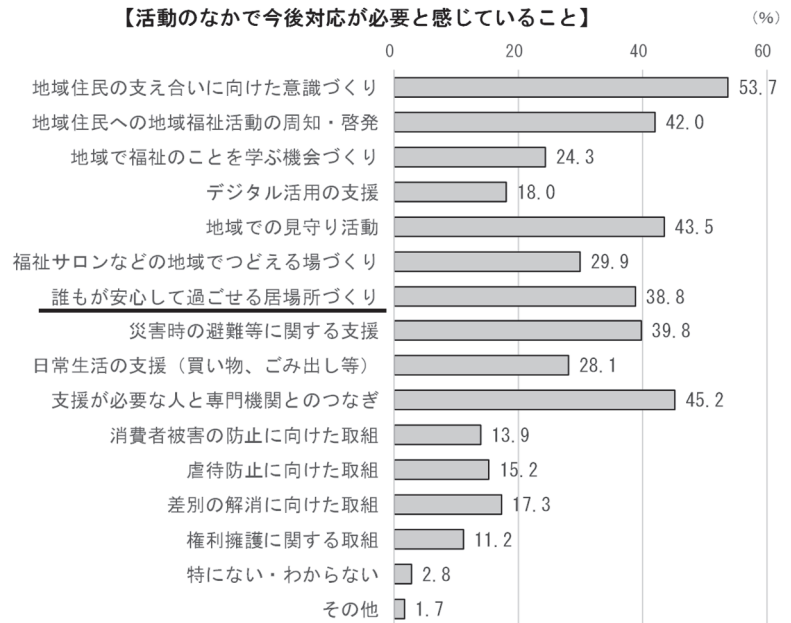
【障害(がい)のある人への市民の理解を深めるために必要なこと】 障害者手帳非所持者(n=321)



## 居場所づくりに関して

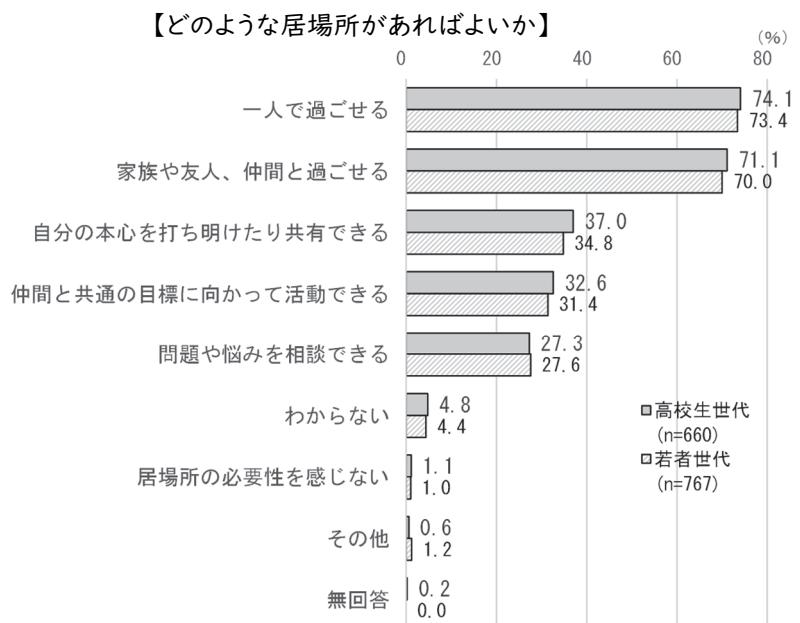
- 世代や分野に関わらず「誰もが安心して過ごせる居場所づくり」が必要とされています。
- 高校生世代、若者世代において、「自分の本心を打ち明けたり共有できる」「仲間と共通の目標に向かって活動できる」「問題や悩みを相談できる」といった居場所が一定求められています。
- 専門職ヒアリング調査では次の意見が出されています。
  - \*「本人や家族が気軽に参加できる場」「世代を超えて使える場や若者の居場所」の充実が必要

## 福祉活動者調査 n=538



## 市民意識調査（既存調査）

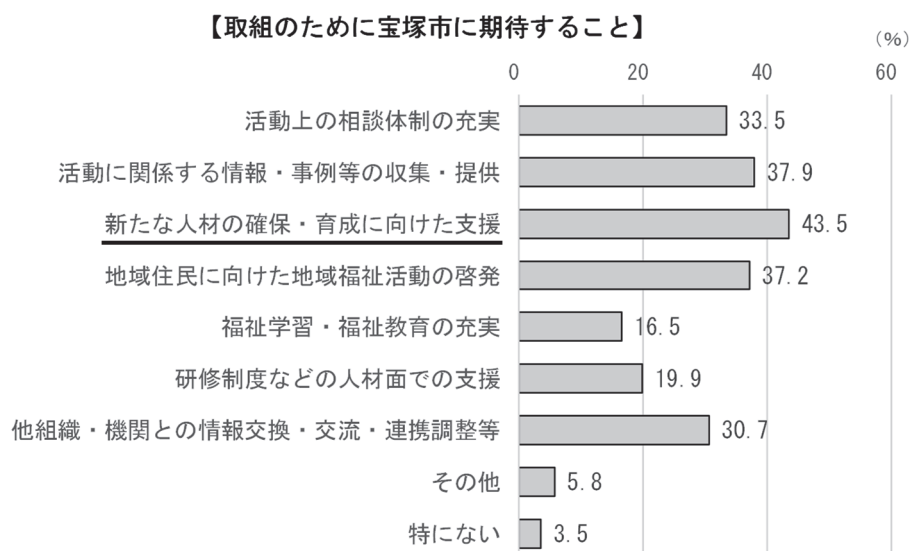
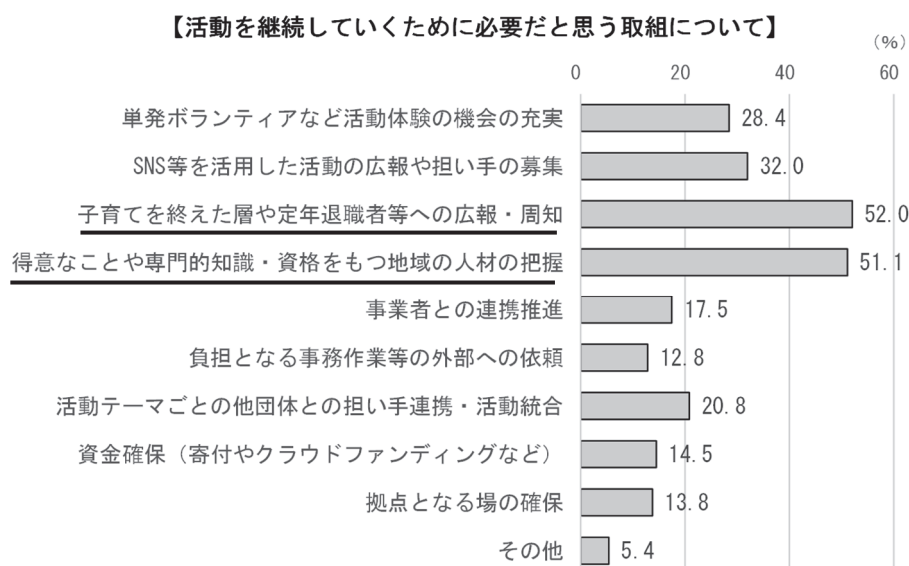
（高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査）



## 社会参加に関して

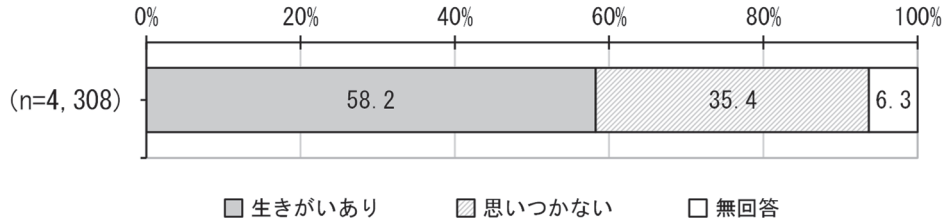
○今後活動を継続していくために必要な取組として、「子育てを終えた層や定年退職者等への広報・周知」「得意なことや専門的知識・資格をもつ地域の人材の把握」などが重要視されており、ともなう「新たな人材の確保・育成に向けた支援」が市に期待されています。

福祉活動者調査 n=538



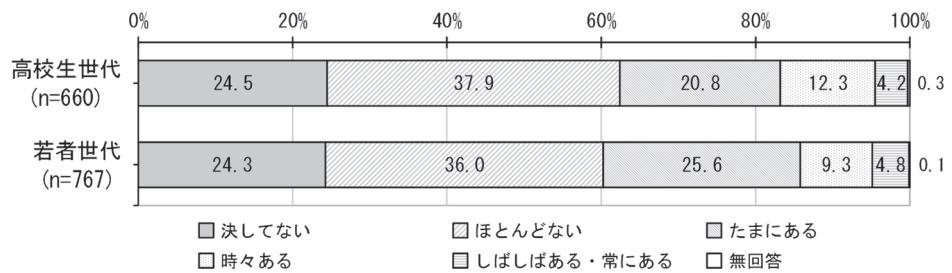
○高齢者において生きがいが「思いつかない」が3割以上みられ、高校生世代・若者世代では孤独であると感じることが「時々ある」「しばしばある・常にある」があわせて1割以上みられる状況です。また、地域で生活する上で参加したい地域活動や行事について障害(がい)者では「特にない」が最も高くなっています。

市民意識調査(既存調査) (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



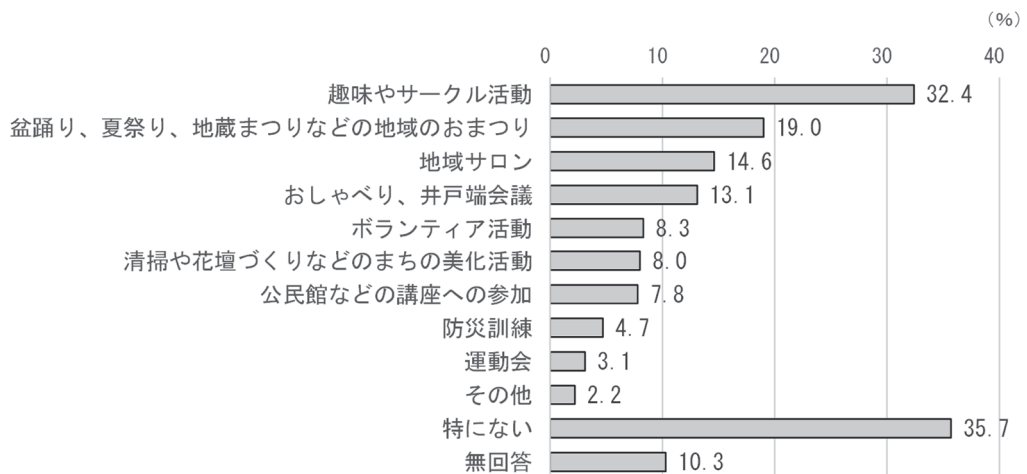
市民意識調査(既存調査) (高校生・若者の意識や生活に関するアンケート調査)

【孤独であると感じることがあるか】



市民意識調査(既存調査) (福祉に関するアンケート調査)

【地域(グループホームを含む自宅)で生活する上で参加したい地域活動や行事】  
障害者手帳所持者等(n=1,284)



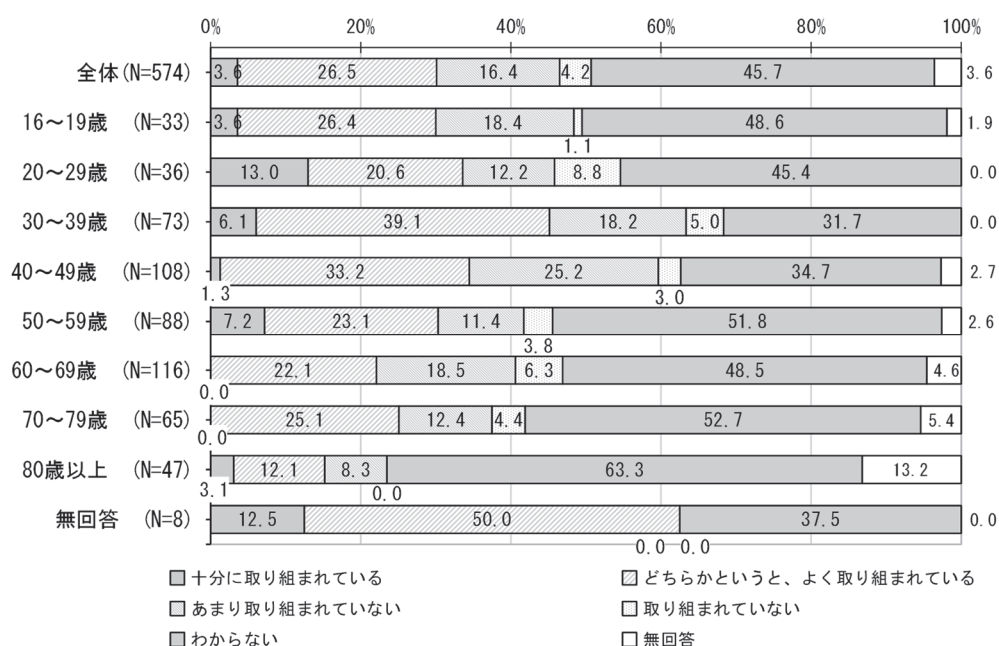
## 地域づくりに関して

○地域による子どもの育成の取組について、子育て世代である30歳代、40歳代では他の年代に比べて「取り組まれていない」（「あまり取り組まれていない」「取り組まれていない」の計）の割合が高くなっています。

市民意識調査（既存調査）

（市民アンケート調査）

【地域による子どもの育成の取組についての考え】



○自治会、まちづくり協議会、ボランティア活動団体では「5年以内に活動の継続困難」が1割程度みられ、「5年程度は継続、その後は継続困難」とあわせると約4割が5年後に継続困難な状態になる状況です。今後活動を継続していくために必要な取組として「活動テーマごとの他団体との担い手連携・活動統合」の意向もみられます。また、「他組織・機関との情報交換・交流・連携調整等」についても求められています。

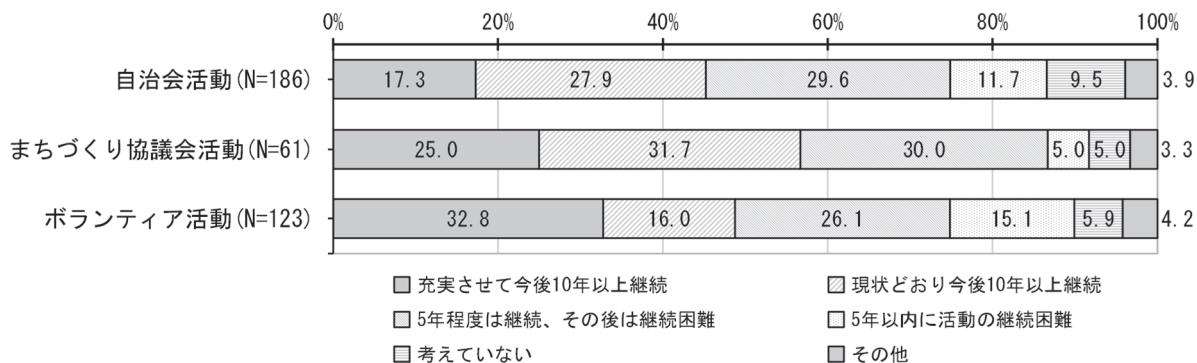
○専門職ヒアリング調査では次の意見が出されています。

\*地域活動等を通して連携した地域づくりを進めている事例もあり、地域とのつながりを築いていきたい。

\*好事例の共有や社協等の活用推進、専門職の地域づくりへの意識形成・人材育成が必要

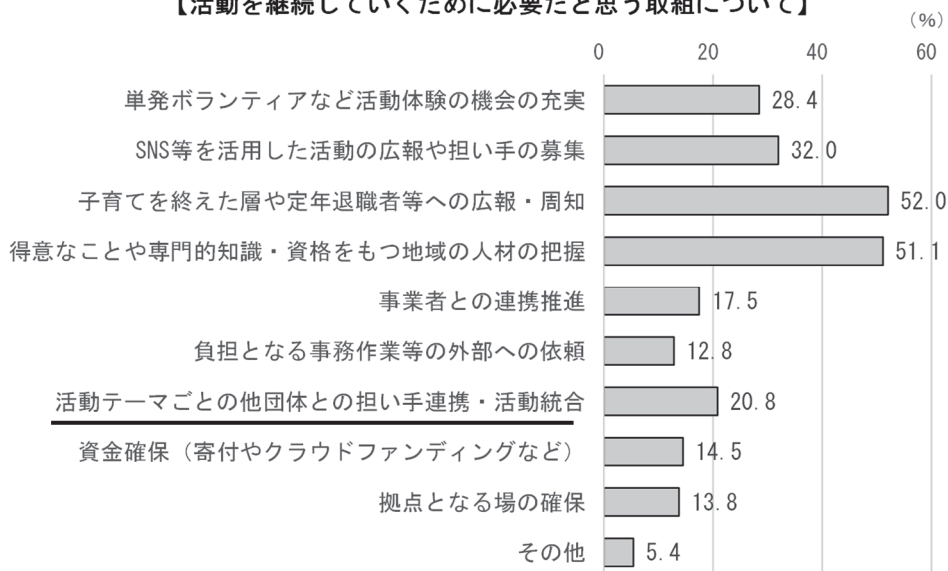
福祉活動者調査

【活動の継続性について】

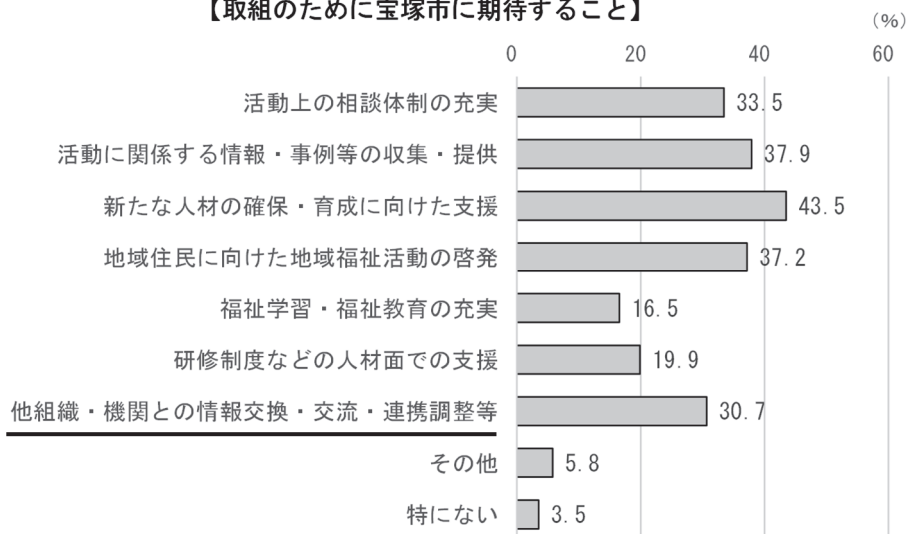


n=538

【活動を継続していくために必要だと思う取組について】



【取組のために宝塚市に期待すること】



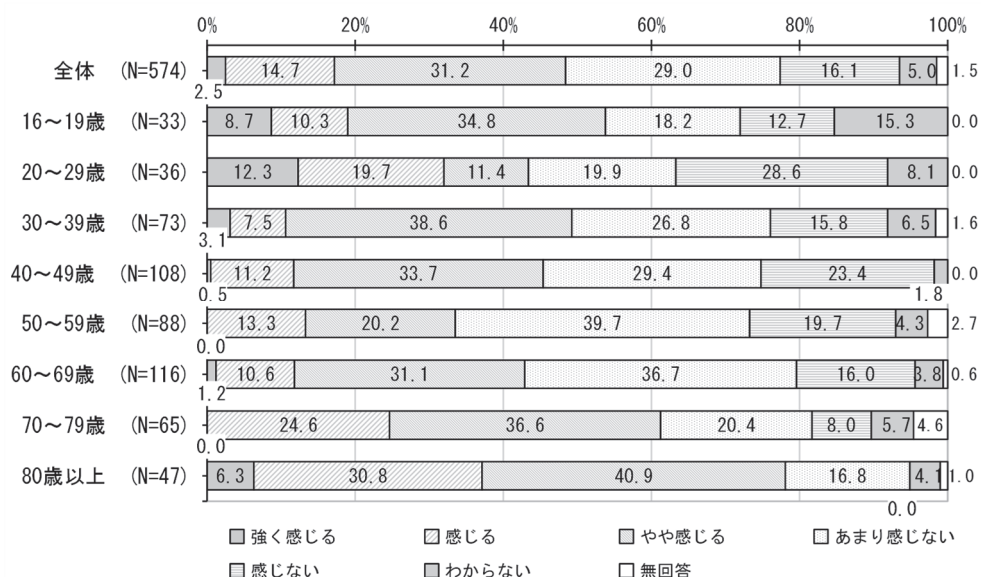
## 地域でのつながりづくり・支え合いに関して

- 地域でのつながりや支え合いの実感度は、つながり等を感じる人とそうでない人で割合は拮抗していますが、約7割が隣近所とのつきあいを必要と感じています。
- 活動者において、世代や分野に関わらず今後対応が必要なこととして「地域住民の支え合いに向けた意識づくり」の意向が最も高く、続いて「支援が必要な人と専門機関とのつなぎ」「地域での見守り活動」が重要視されています。
- あわせて「災害時の避難等に関する支援」についても重要視されています。
- 専門職ヒアリング調査では次の意見が出されています。  
\*地域からの情報が大切であり、より早くつながって予防的なことができるとうい。

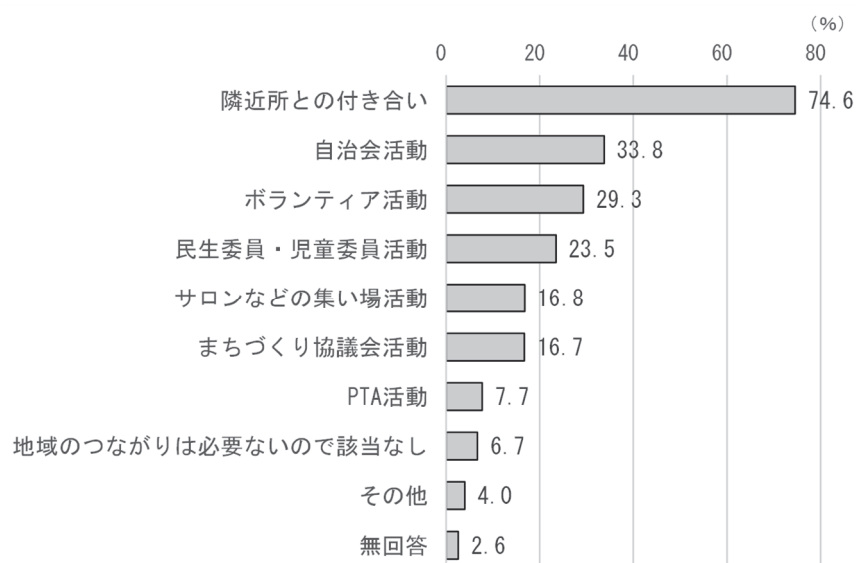
### 市民意識調査（既存調査）

（市民アンケート調査）

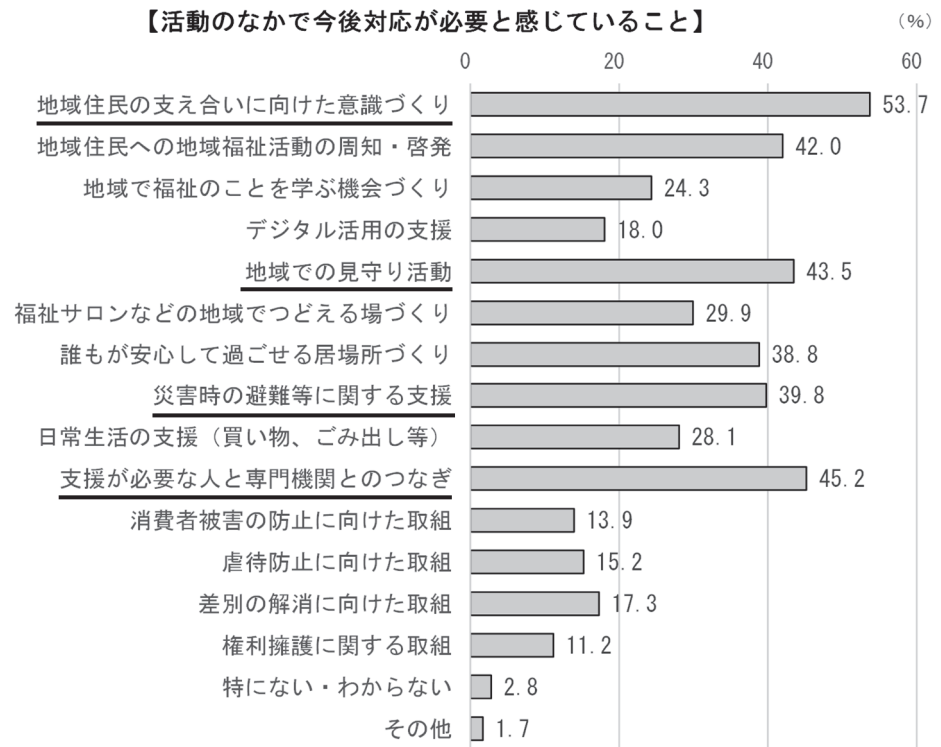
#### 【地域でのつながりや支え合いの実感度】



#### 【地域でのつながりや支え合いに必要なもの】 N=574



福祉活動者調査 n=538

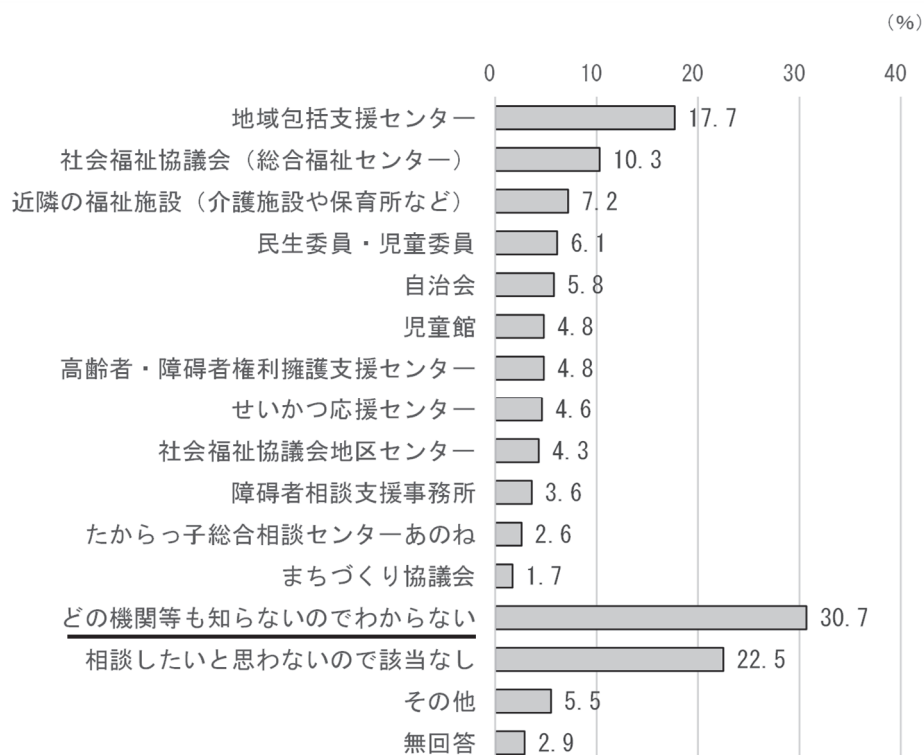


## 相談支援・多機関連携に関して

- 生活に不安や悩みを抱えた時の相談機関等について、「どの機関も知らないのでわからない」市民が多くなっています。
- 専門職ヒアリング調査では次の意見が出されています。
  - \*地域生活支援会議等によって特に高齢分野と障害(がい)分野の連携はしやすくなっており、更に児童分野、学校、医療との連携を深めることが必要
  - \*連携への意識共有が進んでおり、様々なケースへの対応にあたるために、多分野の連携を強化する上での課題の検討、さらなる仕掛けづくりが必要
  - \*制度のはざまのはざまがあり、先を見通した対応が必要
  - \*連携・協働の意向があっても、またきめ細やかな対応においても、マンパワー不足が課題

### 市民意識調査(既存調査) (市民アンケート調査)

【生活に不安や悩みを抱えたときの相談機関等】 N=574

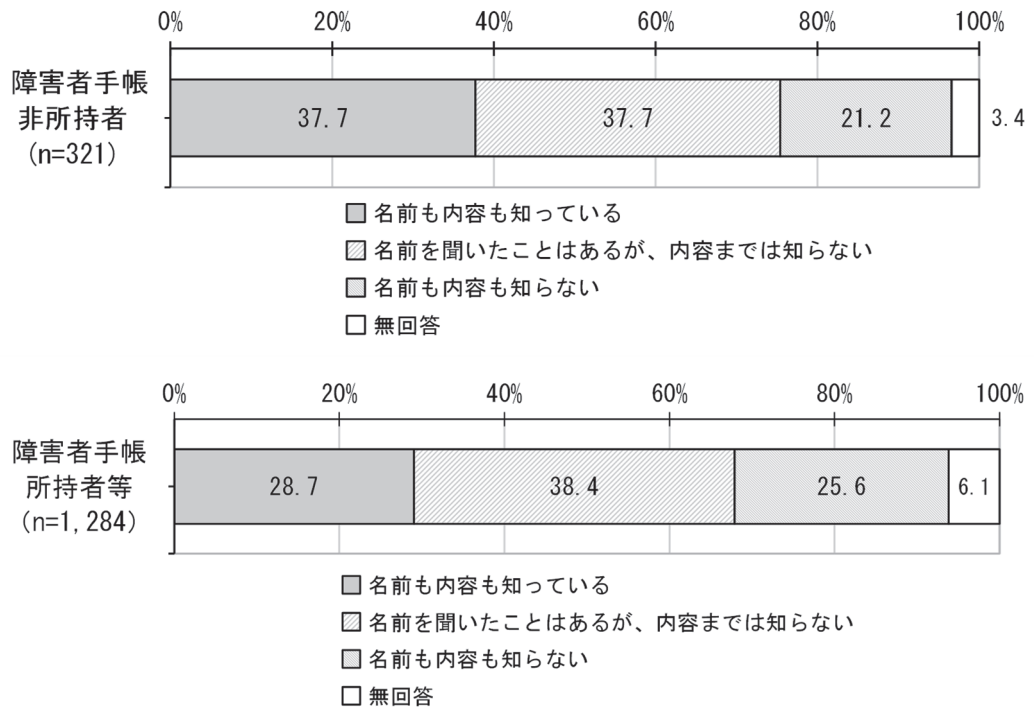


- 成年後見制度について、「名前も内容も知っている」は、障害者手帳非所持者においては約4割で、障害者手帳所持者等においては約3割となっている。
- 障害者手帳所持者等における活用意向については、「わからない」が最も高く半分程度を占めている。
- 成年後見制度の利用を促進するために必要なこととして、「制度を理解しやすい情報発信・啓発の充実」「本人やその家族向けの相談の充実」「本人の意思や状況をふまえた適切な後見人の選任・制度活用」などが重視されています。

市民意識調査（既存調査）

（福祉に関するアンケート調査）

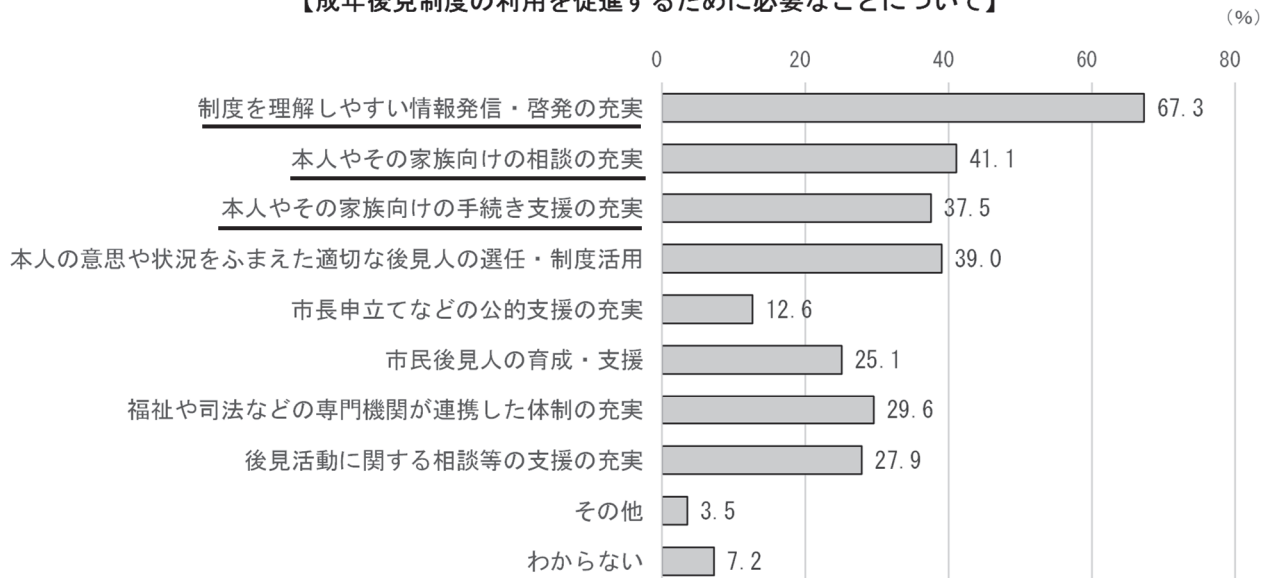
【成年後見制度の認知度】



福祉活動者調査

n=538

【成年後見制度の利用を促進するために必要なことについて】



## 4. 今後取り組むべきことのまとめ

第3期計画の総括をふまえ、統計データ、各調査結果から今後取り組むべきことを整理します。

### ■意識づくり・啓発・福祉学習に関して

- 人権が尊重されていないと考える人や差別を感じたことがある人がいる状況であり、人権意識や福祉意識づくりをより一層進める。
- そのために、当事者の社会参加や当事者理解を促進する取組、身近な地域における福祉学習機会の充実を図る。
- 地域情報等の継続的な情報発信、情報社会における正しい情報の発信を進める。情報の把握方法を工夫し、適時に適切な情報を発信する。

### ■居場所づくりに関して

- 世代を超えて参加できる居場所、誰もが気軽に参加でき安心して過ごせる居場所を充実させる。
- 幅広い分野との連携により、既存の場を生かして居場所を充実させる。

### ■社会参加に関して

- 次世代の活動者の発掘や育成が必要で、得意なことや専門的知識・資格を生かして活躍できる場づくりを進める。
- 生きがいづくり、社会とのつながりづくりが重要で、福祉以外の分野とも連携するなど就労の場や活躍の場を充実させる。

### ■地域づくりに関して

- 地域で子どもを育成する取組を充実させる。
- 専門職や関係機関、地域組織間との連携など、様々な主体による地域づくりを進める。
- そのためにも情報交換・交流の場が重要であり、課題解決に向けて話し合う機会の充実など地域住民と専門職等とのつながりを促進する。

### ■地域でのつながりづくり・支え合いに関して

- 隣近所とのつきあいを必要と感じている人は多く、また、地域での見守りが早期の対応にもつながるため、地域での見守り・支え合いを推進する。
- 災害時にも助け合えるよう、日ごろからの地域でのつながりづくりを進める。

### ■相談支援・多機関連携に関して

- 市内の連携強化、市職員の人材育成や資質向上を進める。
- 各相談支援機関の広報、相談しやすい環境整備を進める。
- これまで構築されてきた多機関の連携を生かし、更に多分野の連携に拡大する。
- 意思決定支援への理解を高め、成年後見制度の活用など権利擁護支援を推進する。

## 5. 条例・規則・要綱

### (1) 執行機関の附属機関設置に関する条例(抜粋)

昭和41年1月10日

条例第1号

#### (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市社会福祉 審議会	市民の社会福祉 についての調査、 審議に関する事 務	10人(必要に応 じ臨時委員若干 名を置く。)	市内の公共的団体等の代 表者 2人 民生委員 2人 福祉団体の関係者 1人 知識経験者 2人 公募による市民 2人 関係行政機関の職員 1人

#### (委任)

第2条 附属機関の運営について必要な事項は、当該執行機関が定める。

## (2) 宝塚市社会福祉審議会規則

昭和46年6月25日

規則第21号

注 昭和58年10月1日規則第40号から条文注記入る。

### (趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号。以下「条例」という。)

第2条の規定に基づき、宝塚市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、市民の社会福祉について調査、審議し、答申するものとする。

### (委員)

第3条 審議会の委員は、条例第1条に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員が欠けたときは、市長は、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

(平15規則6・一部改正)

### (任期)

第4条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 民生委員及び関係行政機関の職員のうちから委嘱された委員 その職に在職する期間

(2) 福祉団体の関係者、知識経験者、市内の公共的団体等の代表者及び公募による市民のうちから委嘱された委員 2年

2 委員は、再任されることができる。

(平15規則6・平24規則8・一部改正)

### (臨時委員)

第5条 臨時委員は、特別の事項を調査、審議させるため必要があるときに、市長が当該特別事項を明示して委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員は、当該特別事項に関する調査、審議が終了したときに、その身分を失う。

(平15規則6・一部改正)

### (会長)

第6条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (議事)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下本条において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見又は説明の聴取）

第8条 審議会は、審議会又は次条の規定に基づいて設置した小委員会の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（平13規則47・追加、平27規則30・一部改正）

（小委員会）

第9条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長が指名する委員又は臨時委員で組織する。

（平13規則47・追加）

（幹事）

第10条 審議会に、その事務処理の推進を図るため幹事若干名を置く。

2 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

3 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

（平13規則47・旧第8条繰下）

（庶務）

第11条 審議会の庶務は、地域福祉課で行う。

（昭58規則40・平2規則16・平6規則10・平8規則17・平12規則42・一部改正、平13規則47・旧第9条繰下、平20規則14・平27規則30・令3規則29・一部改正）

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（平13規則47・旧第10条繰下）

附 則

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和58年規則第40号）

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（平成2年規則第16号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第10号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第17号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規則第6号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第8号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第30号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

### (3) 宝塚市地域福祉推進検討会設置要綱

#### (設置)

第1条 本市の地域福祉の円滑な推進を図るため、宝塚市都市経営会議設置規程(平成15年訓令第26号)

第6条第2項の規定に基づき、宝塚市地域福祉推進検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 検討会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 宝塚市地域福祉計画の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関する部局間の連携、調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 検討会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長には健康福祉部次長(総括担当及び安心ネットワーク推進担当)を、副会長には地域福祉課長を、委員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 会長は検討会を代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

#### (会議)

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。

#### (部会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

#### (庶務)

第6条 検討会の庶務は、地域福祉課が行う。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

所 属	委 員
企画経営部	市の政策の推進を担当する課長
市民交流部	市民協働推進課長
総務部	人権平和・男女共同参画課長
都市安全部	総合防災課長
健康福祉部	高齢福祉課長 健康推進課長 介護保険課長 障害福祉課長 生活援護課長 せいかつ支援課長
子ども未来部	子ども政策課長 子ども家庭支援センター所長 子ども総合相談課長 家庭児童相談課長
産業文化部	商工勤労課長
教育委員会学校教育部	学校教育課長
教育委員会社会教育部	社会教育課長

## 6. 宝塚市社会福祉審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	氏名	所属・役職	備考	小委員会 構成委員
市内の公共的 団体等の代表者	永崎 正幸	宝塚市自治会連合会 副会長		○
	井上 聖	宝塚市障害者(児)団体連絡協議会 会長	～令和7年(2025年) 7月	○
	志方 龍	宝塚市障害者(児)団体連絡協議会 副会長	令和7年(2025年) 7月～	○
民生委員	福住 美壽	宝塚市民生委員・児童委員連合会 会長	～令和7年(2025年) 11月	○
	長岡 恵美	宝塚市民生委員・児童委員連合会 常任理事	～令和7年(2025年) 11月	
	浅野 公子	宝塚市民生委員・児童委員連合会 会長	令和7年(2025年) 12月～	
	山下 和美	宝塚市民生委員・児童委員連合会 副会長	令和7年(2025年) 12月～	
福祉団体の 関係者	福本 芳博	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 理事長	～令和7年(2025年) 6月	
	木本 丈志	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 副理事長	令和7年(2025年) 6月～	
知識経験者	藤井 博志	関西学院大学人間福祉学部 教授	審議会会長 小委員会委員長	○
	松岡 克尚	関西学院大学人間福祉学部 教授		
関係行政機関 の職員	野原 秀晃	兵庫県宝塚健康福祉事務所 所長		
公募による市民	沼田 満美子	市民		
	伊藤 恵美子	市民		
臨時委員	柴田 学	関西学院大学人間福祉学部 准教授		○
	加藤 富三	宝塚市未成小学校地域まちづくり協議会 会長		○
	川勝 陽一	宝塚市保護司会 副会長		○
	大西 登司恵	宝塚市社会教育委員の会議委員 宝塚市子ども審議会委員、ボランティア活動者		○
	安田 慶	宝塚市社会福祉法人連絡協議会 代表		○
	太田 昌憲	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 生活 支援コーディネーター		○
	吉川 和幸	宝塚市高齢者・障碍(がい)者権利擁護支援 センター 所長		○



宝塚市地域福祉計画（第4期）  
令和8年（2026年）3月

発行 宝塚市健康福祉部地域福祉課  
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号  
電話：0797-77-0653  
ファクス：0797-71-1335